

厚真町過疎地域持続的発展市町村計画 (案)

[令和 8 年度～令和 12 年度]

北海道勇払郡厚真町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 厚真町の概況	1
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
ア 自然的条件	1
イ 歴史的条件	1
ウ 社会的、経済的条件	1
② 過疎の状況	2
③ 社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
① 人口の推移と動向	3
② 産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	5
① 財政の状況	5
② 行政組織の状況	7
③ 施設整備水準の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	10
① 移住・定住	10
② 地域間交流	10
③ 人材育成	11
(2) その対策	11
① 移住・定住	11
② 地域間交流	11
③ 人材育成	12
(3) 計画	12

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	14
① 農業	14
② 林業	16
③ 水産業	17

④ 工業及び企業立地	17
⑤ 商業	18
⑥ 観光又はレクリエーション	19
(2) その対策	20
① 農業	20
② 林業	20
③ 水産業	21
④ 工業及び企業立地	21
⑤ 商業	22
⑥ 観光又はレクリエーション	22
(3) 計画	23
(4) 産業振興促進事項	27

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 計画	28

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	29
① 道路等	29
② 交通	29
(2) その対策	31
① 道路等	31
② 交通	31
(3) 計画	32

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	33
① 上下水道	33
② 廃棄物処理	34
③ 消防・防災	34
ア 消防・救急	35
イ 防災	35
④ 住宅・宅地の整備	36
⑤ 公園・緑地	37
(2) その対策	37
① 上下水道	37
② 廃棄物処理	38
③ 消防・防災	38

ア 消防・救急	38
イ 防災	38
④ 住宅・宅地の整備	39
⑤ 公園・緑地	39
(3) 計画	40

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	42
① 子育て環境の確保	42
② 高齢者等の保健・福祉	43
③ 障がい者の保健・福祉	44
④ 地域福祉	44
(2) その対策	45
① 子育て環境の確保	45
② 高齢者等の保健・福祉	45
③ 障がい者の保健・福祉	46
④ 地域福祉	47
(3) 計画	47

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	51

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点	52
① 学校教育	52
② 社会教育	53
③ スポーツの振興	53
(2) その対策	54
① 学校教育	54
② 社会教育	54
③ スポーツの振興	54
(3) 計画	55

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点	57
(2) その対策	57
(3) 計画	57

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	59
(3) 計画	59

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	60
(3) 計画	60

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	61
①広報・広聴の充実	61
②きめ細かな情報発信	61
③庁舎等公共施設の整備	62
(2) その対策	62
①広報・広聴の充実	62
②きめ細かな情報発信	62
③庁舎等公共施設の整備	62
(3) 計画	62
事業計画（令和 8 年度～12 年度）　過疎地域持続的発展特別事業分	63

1. 基本的な事項

(1) 厚真町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本町は道央圏の胆振管内の東部に位置し、東西に 17.3 km、南北に 32.5 km、総面積 405.38 km²でやや長斜形をなし、南部は太平洋に面する 6.5 km の海岸線があり、西部は苫小牧市と安平町、北部は由仁町と夕張市、東部はむかわ町に接しています。

本町と夕張市の境界を水源とする延長 52.3 km の二級河川厚真川が南北に貫流して太平洋に注いでおり、土地は厚真川流域とその周辺の丘陵地帯、及び勇払平野の東端に続く平地に大別され、総面積の約 70% が森林であり、農用地が約 15%、原野・雑種地が約 4%、宅地が約 1%、その他 10% の土地利用となっています。

気候は太平洋側西部気候区に属し、年平均気温は約 7°C、年間降水量は約 1,000 mm、年間日照時間は約 1,850 時間で、夏季は海岸沿いに霧が発生することがあります。降水量・降雪量ともに少なく温暖で、北海道内では比較的に恵まれた気候条件にあります。

イ 歴史的条件

近年の遺跡発掘調査により、町内で約 1 万 4 千年前の細石刃や約 6,200 年前から、富良野盆地など北海道内陸部との交流を示す縄文土器など数多くの埋蔵文化財が発掘され、旧石器時代や縄文時代から厚真の地に人が住んでいたことが判明しています。また、平安時代に当たる擦文時代以降の厚真是、海を越えた本州や九州、北方大陸で作られた出土品が多数発見されており、先住民族アイヌの方々が行き交う交流交易の重要なルート上にあったことが判っています。

北海道を中心とする先住民族アイヌの本町に関する記録は、寛文 9 年（1669 年）のシャクシャインの戦いに関わる「阿津摩」での抗争の記述のほか、幕末に厚真を訪れた松浦武四郎は、農耕が盛んで、宝物が数多くある豊かなアイヌ民族の暮らしを記しています。その後、寛政 12 年（1800 年）に南部藩士や八王子千人隊が移住してきたことも記録されています。本州から和人の定住は、明治 3 年に新潟県人が定住して以降、本格的な入植・開拓が始まりました。

明治 20 年には手掘掘削による油田開発が始まり、昭和初期まで全国有数の油田地帯として盛んに石油産出が行われました。明治 25 年には水稻試作、明治 33 年には北海道農業の土地改良の先駆けとなる客土法が民間の手によって発見され、また、水稻品種改良も盛んに行われ、今日の本町農業の中心である稻作の礎が築かれました。

明治 30 年に、室蘭郡役所管轄の苫小牧外六カ村戸長役場から独立して厚真村となりました。明治 39 年の 2 級町村制の施行を経て、大正 4 年には 1 級町村制が施行されたことにより行政単位の姿が整えられ、昭和 35 年の町制施行によって厚真町となり、今日に至っています。

昭和 45 年に閣議決定された「第三期北海道総合開発計画」に基づき、国家プロジェクトの「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」が昭和 46 年に策定され、本町もこの区域の一部となりました。以降、農業を基幹産業としながら、豊かな自然環境と産業促進との調和、農業と工業が調和した田園都市をめざしてまちづくりが進められています。

ウ 社会的、経済的条件

本町は、海岸線を通る国道 235 号線、高規格幹線道路日高自動車道厚真 IC、JR 日高線のほか、主要道道千歳鶴川線、主要道道平取厚真線等道道の整備により道内各地と結ばれ、隣接の苫小牧市中心地まで約 35 km、道都札幌市まで約 65 km、北海道の空の玄関「新千歳空港」まで約 30 km と近距離にあり、また、国際拠点港湾の苫小牧港東港区の周文（しゅぶん）埠頭は町内に位置し、秋田・新潟・敦賀とを結ぶ新日本海フェリーが運航し、交通の利便性に優れています。

苫小牧東部地域開発（苫東開発）により、苫小牧港東港区の後背地には国家・民間の大規模な石油備蓄基地や北海道の電力需要の約 3 分の 1 を供給する北海道電力苫東厚真発電所が立地するなど、今後も物流拠点・エネルギー拠点として大きな発展が期待できる立地環境を有しています。

最近では再生可能エネルギーへの関心の高まりと、日照時間が長いという本町の気象特性を活かし、町内各所に太陽光発電施設が建設され、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上、地域経済社会の発展に寄与する取組が進められています。

本町経済の中心を担っている第 1 次産業では、特に農業では稲作複合経営を中心として国際化の波に負けない力強い農業・農村をめざし、担い手の育成とともに水田の大区画化や農業用排水路の分離などの生産基盤整備を急いでいます。また、都市と農村の交流を誘うグリーン・ツーリズムを推進しており、本町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな産業の創出にも取り組んでいます。

② 過疎の状況

本町の令和 2 年国勢調査による総人口は 4,432 人となっており、昭和 50 年の 6,976 人と比較すると、45 年間の人口減少率は 36.5% となっています。また、15 歳以上 30 歳未満の若年者の比率は 10.4% で、人口に占める割合が減少傾向にあり、一方、65 歳以上の高齢者の比率は 36.5% で、総人口や若年者人口が減少している中にあって大きく増加しています。

過疎化の主な要因は、昭和 48 年の第 1 次オイルショック以降、人口増加が期待されていた苫東開発の進捗の鈍化により就業機会が十分に確保できないなど、我が国の経済成長や社会環境の変化に加え、農業を中心とする第 1 次産業の低迷、少子高齢化の進行など様々な要因が関連しながら、人口減少が助長されたものと推測されます。

本町は過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域として国の支援を受け、農林水産業などの振興対策や道路・水道・公営住宅等の生活環境整備などに取り組んできました。また、苫東への産業インフラの進出に伴い財政状況が向上し、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法の施行の際に過疎地域の要件に適合しなくなつたため、5 年間の暫定経過措置をもって平成 7 年 3 月末で法の適用外となりました。

過疎地域の適用外となつた以降も、第 1 次産業の振興をはじめ、企業誘致や移住定住対策の促進、子育て支援の充実など、地域産業基盤・生活環境基盤の整備や地域福祉政策の充実等により定住人口の維持・確保に努めてきましたが、第 1 次産業就業者の減少に歯止めがかからないなど過疎化の進行を止めるまでには至つておらず、平成 26 年の法改正により、再度過疎地域になりました。

少子高齢化など全国的な人口減少局面を迎える中、今後も地域産業の振興、起業化への支援、移住定住対策の促進とこれらの基盤整備を積極的に進めながら、過疎からの脱却をめざし、地域協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

③ 社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業は第1次産業であり、特に稻作複合経営を中心とする農業は地域の自立や活性化に欠かすことのできない重要な産業です。TPP（環太平洋パートナーシップ協定）をはじめとする経済連携協定による輸入拡大に備えながら、水田の大区画化や農業用排水の分離等の生産基盤の整備を進め、国際化の波に負けない農業・農村づくりを進めていかなければなりません。

また、近隣市町と連携した苦東開発の促進や、本町が持つ交通の利便性を活かし町内への企業誘致による就業機会の確保に努め、豊かな自然環境と産業促進の調和を図っていく必要があります。さらに、グリーン・ツーリズムの推進や起業化の支援などにより、本町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな地域経済の活性化が重要です。

これらを総合的に進めるためには、道路、上下水道、認定こども園や児童会館等の子育て関連施設をはじめとする公共施設等の社会資本整備の充実と長寿命化を図り、定住促進に向けた宅地分譲や住宅などの良好な定住環境の整備や、子育て支援、高齢者福祉、地域公共交通などのきめ細かなソフト対策を充実することが重要であり、産業・経済活動の広域化や通勤、通学、通院、買い物などの日常生活圏の拡大にも対応していかなければなりません。

加えて、地域の持続的な発展のためには、再生可能エネルギーの活用やカーボンニュートラルの実現をめざした取組を進めることが重要です。

今後も、本町が持つ豊かな地域資源を活かし、第1次産業を振興するとともに、第2次・第3次産業との連携による6次産業化の振興など新たな経済発展にチャレンジし、若者の流出防止による担い手確保と、いつまでも生き生きと暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の総人口は国勢調査結果では、昭和25年の10,395人をピークに減少を続け、令和2年では4,432人となり、昭和50年の6,976人と比較すると、45年間に総人口で2,544人、率で36.5%（年平均▲0.8%）と大幅に減少しています。また、平成22年からの10年間の推移を見ても、総人口で458人、率で9.4%（同▲0.9%）の減少となっており、人口減少率はほぼ同じ傾向にあることから、積極的な政策努力をしなければ今後も減少傾向に歯止めを掛けることは困難な状況です。

15歳から29歳の若年者人口は、昭和50年に1,366人であったものが、令和2年には459人となり、907人（▲66.4%）と極めて大きく減少しており、人口に占める比率も19.6%から10.4%に低下しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和50年が702人、令和2年が1,613人と911人増加しており、人口に占める比率も10.1%から36.4%と、急激な高齢化が進んでいます。

また、住民基本台帳人口でも、平成22年3月末の4,886人が令和2年3月末では4,452人と、10年間で434人、8.9%（年平均▲0.9%）の減少となっており、先の40年間の人口減少率と比べても減少傾向は変わっていません。男女別人口は、令和2年3月31日現在の男性人口が2,225人、女性人口が2,227人で、ほぼ同数となっています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所が推計した令和12年の本町の人口は3,923人となっており、令和2年と比較すると減少率は11.5%で、今後も人口減少は続いているものと予測されます。

表 1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

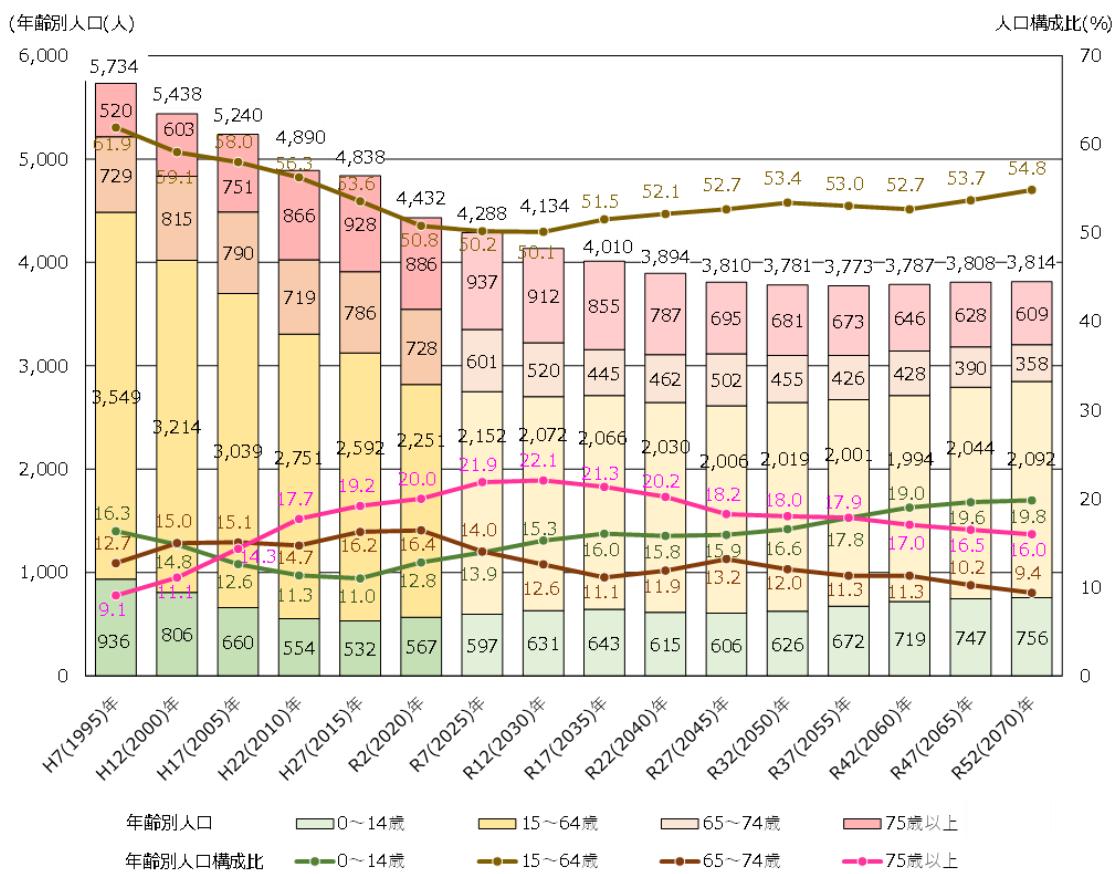
(単位：人、%)

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	10,019	6,976	△30.4	6,183	△11.4	5,240	△15.3	
0～14 歳	3,758	1,802	△52.0	1,065	△40.1	660	△38.0	
15～64 歳	5,743	4,472	△22.1	4,056	△9.3	3,038	△25.1	
うち 15～29 歳 (a)	2,515	1,366	△45.7	930	△31.9	673	△27.6	
65 歳以上(b)	518	702	35.5	1,062	51.3	1,541	45.1	
(a)/総数 若年者比率	25.1%	19.6%	—	15.0%	—	12.8%	—	
(b)/総数 高齢者比率	5.2%	10.1%	—	17.2%	—	29.4%	—	

区分	平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,838	△7.7	4,432	△8.4
0～14 歳	532	△19.4	567	6.6
15～64 歳	2,592	△14.7	2,236	△13.7
うち 15～29 歳 (a)	565	△16.0	459	△18.8
65 歳以上(b)	1,714	13.0	1,613	△5.9
(a)/総数 若年者比率	11.7%	—	10.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	35.4%	—	36.4%	—

注) 総数に「年齢不詳」数を含むため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

表 1－1(2) 人口の見通し（第3期 厚真町地方創生総合戦略）



② 産業の推移と動向

産業別就業人口の推移では、昭和 50 年と令和 2 年を比較すると、45 年間に全体で 1,266 人、34.5% の減少となっています。産業別就業人口の構成比率は、第 1 次産業では 63.3% から 33.1% に大きく低下しているのに対し、第 2 次産業と第 3 次産業では、それぞれ 8.7% から 14.0% に、27.8% から 52.3% に比率が高まっています。

産業別にみると、第 1 次産業は 45 年間で 1,525 人、65.7% の減少となっており、このうち農業が 1,468 人 (66.1%) の減少と、第 1 次産業の就業人口減少の主な要因となっています。第 2 次産業は 45 年間で 19 人、6.0% 増加し、このうち建設業は 50 人 (22.8%) の減少、製造業は 70 人 (75.3%) の増加となっています。第 3 次産業は 238 人、23.3% の増加となっています。

(3) 行財政の状況

① 財政の状況

本町の財政規模は、令和 6 年度の一般会計決算ベースで歳入総額が約 126 億 9 千万円、歳出総額が約 121 億 4 千万円で、平成 26 年度と比較すると、歳入で約 60 億 1 千万円、歳出で約 56 億 2 千万円増加していますが、これは平成 30 年北海道胆振東部地震（以下、「胆振東部地震」という。）に伴う災害復旧・復興関連事業等によるものです。

令和 6 年度の歳入総額のうち一般財源は約 65 億円、このうち町税や使用料などの自主財源は約 45 億 2 千万円で歳入総額の 35.6% を占め、町税はこのうち約 16 億 2 千万円で自主財源の 35.8% となっています。主な町税は火力発電所を中心とした苦東関連の大規模償却資産の固定資産税で

ですが、年々減少傾向にあります。

歳出については、今後予定される役場庁舎の建替えや文化交流施設の整備などの大型事業、老朽化が進んだ公共施設等の大規模改修や整備などの投資的経費と、災害復旧・復興関連事業に伴い発行した地方債償還により公債費などが増加する見込みであり、物価高騰による物件費や維持補修費等の増加による財政への影響も懸念されます。このような財政状況において、将来にわたって安定した行政運営を行っていくため、事務事業の見直し等の行財政改革の取組を進め、事業の優先度や費用対効果を十分見極めながら、緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」の更なる推進により健全な財政基盤を確立する必要があります。

表 1－2(1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区分	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	6,678,475	22,126,076	12,692,055
一般財源	4,139,672	9,182,910	6,501,096
国庫支出金	423,965	7,998,005	1,707,693
都道府県支出金	786,189	1,601,664	845,756
地方債	995,806	1,469,186	1,993,200
うち過疎対策 事業債	345,800	358,400	381,500
その他	332,843	1,874,311	1,644,310
歳出総額 B	6,523,502	19,865,044	12,140,566
義務的経費	2,101,905	2,027,766	3,384,139
投資的経費	1,663,536	7,134,644	4,103,384
うち普通建設 事業	1,637,741	934,988	3,813,541
その他	2,758,061	10,702,634	4,653,043
歳入歳出差引額 C (A-B)	154,973	2,261,032	551,489
翌年度へ繰越すべき 財源 D	10,401	671,222	240,972
実質収支 C-D	144,572	1,589,810	310,517
財政力指数	0.47	0.50	0.37
公債費負担比率	19.9	6.6	22.4
実質公債費比率	13.2	10.2	12.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	85.7	85.5	89.1
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	7,674,686	10,402,615	12,020,395

② 行政組織の状況

本町の行政組織は、町長部局として 5 課 1 室と上厚真支所（本庁舎から約 12 km）があり、議会、教育委員会、農業委員会の各部局のほか、選挙管理委員会と監査はそれぞれ総務課と議会事務局が兼務しています。職員総数は 114 人で、職員 1 人当たり人口は令和 6 年度末で 37 人となっております。

広域行政では、昭和 46 年に胆振東部 5 町（厚真町・安平町（旧追分町・旧早来町）・むかわ町（旧鶴川町・旧穂別町））で「胆振東部消防組合」を設置し、組合事務所を本町に置き、支署を各町に置いて消防の広域体制を整えています。また、環境衛生関係では、昭和 58 年に近隣 3 町（厚真町・安平町（旧追分町・旧早来町））でごみ処理に係る一部事務組合を設置し、現在は「安平・厚真行政事務組合」として組合事務所を安平町に置き、苫小牧市と連携を図りながらごみ処理の広域化を図っています。し尿処理では昭和 47 年に胆振東部及び日高西部 8 町（合併により現 5 町（厚真町・安平町・むかわ町・平取町・ひだか町））で「胆振東部日高西部衛生組合」を設置し、組合事務所をむかわ町に置き、広域的な公衆衛生に取り組んでいます。

また、平成 26 年 7 月に苫小牧市が中心市宣言を行い、平成 27 年 3 月には東胆振 1 市 4 町（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）による定住自立圏形成協定を締結しました。

同年 10 月には東胆振定住自立圏共生ビジョンが策定され、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担をし、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携に取り組んでいます。

③ 施設整備水準の状況

道路は、町民生活や社会・経済活動を支え、活力ある地域づくり・まちづくりを推進するうえで大変重要な社会基盤であり、町道整備計画に基づき計画的に整備を進めており、令和 6 年度末の改良率は 80.6%、舗装率は 68.5% で、いずれも胆振・全道平均を上回るまで向上しています。

上水道は、これまで厚真・上厚真両地区の 2 カ所の簡易水道施設から供給していましたが、慢性的な水量不足により未給水区域の解消が困難な状況であったこと、また、上厚真地区では水源となっている軽舞川上流部に石油採掘坑跡があるため、大雨等による石油混入の懸念が常態化していました。このため、厚真川上流部に建設された厚幌ダムに水源を求めるとともに、2 カ所の簡易水道施設を統合した富里浄水場の供用を開始しており、令和 6 年度末の水道普及率は 96.1% となっています。

下水道は、快適な生活環境の確保と自然環境の保全を図るため、厚真中心市街地では平成 15 年度末から公共下水道の供用が開始されるとともに、公共下水道区域外の生活排水処理は、浄化槽市町村設置型事業により合併処理浄化槽の整備を推進しており、令和 6 年度末の水洗化率は 86.5% となっています。

病院・診療所は、民間診療所 1 カ所と歯科診療所 2 カ所がありますが、入院設備がないため、町内の地域医療と苫小牧圏域の第 2 次救急医療体制との連携が重要となっています。

表 1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道	改良率 (%)	34.1%	54.5%	67.8%	75.0%	79.3%
	舗装率 (%)	5.3%	31.5%	53.4%	62.8%	68.6%
農道	延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林道	延長 (m)	53,776	58,089	90,297	94,325	96,082
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	1.87	2.02	3.14	3.28	3.35
水道普及率 (%)	—	63.1%	67.0%	77.0%	82.4%	96.3%
水洗化率 (%)	—	—	—	—	62.0%	83.7%
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、開拓以来、第1次産業を中心とする穀倉地帯として発展してきましたが、本町と苫小牧市にまたがる国際拠点港湾「苫小牧港東港区」や苫小牧東部地域開発が発展途上にあり、至近距離にある北海道の空の玄関「新千歳空港」や道央道に連絡する高規格幹線道路日高自動車道厚真ICなど交通の利便性は高く、また苫小牧市、千歳市など高次な都市機能を持つ地域と近接しているなど、地の利の良さと自然の豊かさが共存しています。

しかし、環境や潜在力は、北海道の中でも比較的に高いものの、少子化や各分野における経営者の平均年齢の上昇が続く中、本町が持続的な発展を遂げるためには、人を育て、人を残すことを基本に、きめ細かな社会福祉、移住定住の促進、子育て支援や教育の充実、産業・経済基盤の拡充、安全・安心な地域社会の形成、環境保全と交流促進等の各分野で、これまでの取組にさらに磨きをかけていかなければなりません。

町民の生命財産を水害から守る抜本的な治水対策、農業用水と水道用水の安定確保が着実に進められるとともに、国際化の進展による農政の大転換に対応していくために、力強い農業・農村をめざし、担い手の育成とともに水田の大区画化や用排水路の分離等の農業生産基盤の整備を急がなくてはなりません。

社会基盤の整備や第1次産業の振興を基本政策としつつ、本町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした取組も、地域経済の成長や発展には不可欠です。グリーン・ツーリズムの推進や起業化の支援のほか、自然に恵まれた森の中の分譲地や若者世代の定着をめざす宅地開発は、移住定住のための受け皿として重要であり、認定こども園や児童会館、学校教育や放課後子ども教室等の子育て環境の充実を通して、夢を持つ若い世代の期待に応え、人口減少を最小限に抑えます。

また、地域社会の持続的な発展のためには再生可能エネルギーの活用やカーボンニュートラル

の実現をめざした取組を進めることが重要であり、本過疎計画では、北海道過疎地域持続的発展方針との整合性を確保しつつ、第5次厚真町総合計画（令和8年度～17年度）におけるまちの将来像、基本目標や、第3期厚真町地方創生総合戦略のもとに、各分野における施策を総合的かつ計画的に展開させるとともに、町民との協働によるまちづくりを推進します。

・町の将来像

あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま

・基本目標

1 人が輝くあつま

家庭や学校やこども園などの関係機関、そして地域が一体となり、子どもたちを健やかに育てるとともに、生涯を通じた学習やスポーツ、まちづくり人材の育成により住民がいきいきと暮らす“人が輝くあつま”をめざします。

2 健やかで安心なあつま

保健・医療・福祉サービスと地域の支えあいにより、病気や障がい、要介護状態など支援が必要な状況になっても安心して暮らせる“健やかで安心なあつま”をめざします。

3 みのり豊かなあつま

肥沃な土壌、水資源をはじめとする地域の恵みを活用し、高い生産技術と情熱あふれる担い手を確保しながら、付加価値の高い商品・サービスを未来にわたって生み出し続ける“みのり豊かなあつま”をめざします。

4 快適に暮らせるあつま

美しく趣き深い落ち着いた住環境のもと、交通基盤や除雪、ごみ処理、上下水道などの体制を整え、地域ぐるみで災害や犯罪、事故等に備え、いつまでも住み続けたいと思える“快適に暮らせるあつま”をめざします。

5 みんなで支えるあつま

自分たちでできることは自分たちで行い、地域でできることは地域で行い、自分たちや地域でできないことを行政が支える「自助、互助・共助、公助」の考えを基本に個人、地域、行政がそれぞれの役割のもとに、お互いを補完し合う“みんなで支えるあつま”をめざします。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

①人口に関する目標

令和12年における人口を4,134人とします。

②財政力に関する目標

令和12年における町民一人あたりの平均総所得金額等を3,305千円以上とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度実施する第5次厚真町総合計画や第3期厚真町地方創生総合戦略の進捗管理にあわせて、厚真町まちづくり委員会や議会などからの意見を踏まえ、隨時必要な見直しを講じるものとします。

(7) 計画期間

本計画は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした「厚真町公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、① 施設保有量の適正化、② 公共施設等の長寿命化の推進、③ 既存施設の有効活用の 3 つの基本方針を定めています。

本計画では、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本計画に関連する公共施設等の適切な管理を推進するとともに、地域の持続的発展に必要となる事業を適切に実施します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

宅地分譲の推進や分譲地における住宅建設費の助成、子育て支援住宅の整備、公営住宅の長寿命化など定住支援の取組を進め、安全で安心できる住生活の確保と定住の促進を図っています。

関係人口の拡大や、新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワークの普及などを背景に、ライフスタイルの多様化がますます進むと考えられ、二地域居住などの多様な住み方に合わせた環境整備などを促進する必要があります。

特に、今後増加が見込まれる空き家について、資産としての流動性を高めるための組織づくりが不可欠であり、取組の推進にあたっては必要に応じて地域や民間事業者との連携を行うなど、効率的・効果的な整備方法を採用することが求められます。

② 地域間交流

厚真町は、札幌市からの日帰り観光圏にあり、新千歳空港からも車で 35 分の近距離にあるなど、立地に恵まれているほか、観光資源として、農林業体験やサーフィン、さらには田舎まつりなどの各種イベントがあります。観光の主軸として推進しているグリーン・ツーリズムは、ハスカップ狩り、田んぼのオーナーなど、一定の成果を上げていますが、景観を見せる取組や宿泊滞在機能など、不足するものもあり、さらに底上げを図っていくことが求められます。

また、厚幌ダム周辺の環境整備や、埋蔵文化財・郷土資料などの活用、観光客が多く集まる店舗や拠点のネットワーク化などにも取り組み、多くの人を呼び込み、地域の活性化につなげていくことが求められます。集客力を高めるための拠点やコンテンツの充実については、より質の高いものを効率的に提供できるよう、民間事業を積極的に活用する仕組みづくりが必要です。

町外から人が集う集会・イベントなどの取組は、地域の情報発信、地域産業への波及、移住・定住の促進など、さまざまな効果が得られるため、町や町内団体による開催を図るとともに、町外団体による開催も、積極的に誘致していくことが必要です。

胆振東部地震以降、本町の被災の経験を学ぶため、修学旅行や団体旅行において視察を希望する依頼が増えています。今後、施設整備などに合わせて、震災伝承プログラムの作成や運営の仕組みづくりが求められます。

奥州市との姉妹都市交流をはじめ、各地域の厚真会等の交流など、さまざまな地域間交流を行

っており、関係人口拡大などの取組と併せて、これらの活動の継続が求められます。

まちづくりや町の創生のためには、これを担う人材の活躍が欠かせません。多様化・複雑化する地域の課題の解決に向けては、行政だけでなく、町民、NPO、企業など、地域にかかる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、活躍できることが重要です。

③人材育成

町では、官民さまざまな立場で、本町を舞台にした新しい価値創造にチャレンジする仲間を発掘・育成・選考するプログラム「厚真町ローカルベンチャースクール」を実施することで起業家育成を、また、「農業支援員制度」の実施により新規就農を推進してきました。採用された人材により新たな産業や事業が生み出されているだけでなく、このプログラムをきっかけとして町内外のネットワークが広がったことで、さらに新たな地域に根差して地域課題を解決しながらビジネスを開拓する「ローカル・ゼブラ企業」が生まれています。

まちづくりにおいては、若者が前向きにチャレンジできることと、女性や高齢者などが活躍し、多様性に富む豊かな地域をつくることが重要です。そのために、若者のさまざまなチャレンジや、女性や高齢者などの就業や社会活動を支える仕組みを強化していくことが求められます。

また、人口減少下にあっては、町民による活動だけでなく、町外からまちづくりにかかる「関係人口」との協働により、より多様性に富む活動を展開していくことも重要なため、町外の個人や企業などとのネットワークづくりや、連携に向けた取組の創出が求められています。

表2 観光入込客数の推移(北海道観光入込客数) (単位:千人、%)

区分	入込総数			日帰客数		宿泊客数	
	実数	前年対比	増減率	実数	日帰率	実数	宿泊率
令和元年度	132.3	△6.5	△4.7	123.9	93.7	8.4	6.3
令和2年度	107.4	△24.9	△18.8	102.2	95.2	5.2	4.8
令和3年度	103.3	△4.1	△3.8	96.1	93.0	7.2	7.0
令和4年度	126.8	23.5	22.7	112.0	88.3	14.8	11.7
令和5年度	146.3	19.5	15.4	129.8	88.7	16.5	11.3

(2) その対策

① 移住・定住

◆移住・定住の促進

- ア 多様なニーズに対応できる魅力ある住宅地の整備
- イ 移住・定住促進のための支援制度の確立
- ウ 子育て世代に対応した住まいづくり
- エ 空き家・空き地に関する情報提供及び利活用の促進
- オ 移住・定住に関するPR及び情報発信
- カ 地域資源を再活用した魅力の創造

② 地域間交流

◆交流推進体制の確立

- ア あつまブランドの創出
- イ グリーン・ツーリズムに関わる体験メニューの拡充
- ウ 厚真町グリーン・ツーリズム運営協議会の運営強化
- エ 交流促進センターこぶしの湯あつまの交流・体験メニューの充実
- オ P R活動等の促進
- カ 観光協会等関係団体等の自主活動の促進
- キ きめ細かな情報発信

◆観光資源の魅力化

- ア こぶしの湯あつま、あつまスタードーム等既存拠点施設の機能充実
- イ 豊沢環境保全林等森林エリアの整備
- ウ 厚幌ダム・厚真ダム周辺の景観整備
- エ P R活動の強化
- オ 埋蔵文化財及び郷土資料収蔵展示施設の整備
- カ 古民家の移築・再生
- キ 田園体験と文化活動機能が充実し都市交流の場となる公園・緑地づくり
- ク 大沼野営場の施設機能の充実
- ケ 公式キャラクターによるP R活動の実施

◆多様な交流・地域間交流の促進

- ア ふるさと納税制度（頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金）の活用
- イ 各種イベントの充実
- ウ ふるさと厚真会や姉妹都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- エ 官学連携や企業との連携による各種事業の推進
- オ 二地域居住の推進など関係人口創出に向けた組織づくり

③人材育成

◆まちづくり人材の育成

- ア 各分野の有識者と連携した多彩な人材の発掘・育成
- イ 地域資源を活用した起業化の育成と支援
- ウ 子育て中の女性が活躍できる環境づくり

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定 住	中間管理住宅整備事業 町内の空き家を改修し、中 間管理住宅として管理する	町	

	(2) 地域間交流	交流促進センター改修事業 交流促進センターの大規模改修	町	
		豊沢森林エリア整備事業 環境保全林等豊沢森林エリアでの散策路・交流施設の整備	町	
		こぶしの湯前広場（仮称）整備事業 こぶしの湯前広場駐車場等整備	町	
		文化交流施設整備事業 既存施設の有する機能を確保・強化・集約し、埋蔵文化財を保存・展示する「(仮称)アイヌ歴史文化センター」を複合化した施設の整備	町	
		軽舞郷土資料館整備事業 明治以降の郷土資料を中心に保存、展示公開活用するための施設の整備	町	
		古民家再生事業 古民家の移築・再生による地域文化の振興及び交流促進	町	
		特定居住拠点施設整備事業 公営住宅等公的住宅を二地域居住用施設に整備	町	
		幌内地区環境整備事業	町	
		百年記念公園整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住化促進対策事業 分譲地の販売促進、二地域居住促進、空き家再生・持家建設促進の実施	町	将来にわたり人口水準の維持が図られる
		交流促進センター運営事業 交流促進センターこぶしの湯のあつまの運営	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		田学連携事業 大学との連携により地域の活性化を図る	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる

人材育成	関係人口創出事業 関係人口の創出に向けた取組の推進、不動産ストックの活用に向けた取組の推進	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	特定居住中核支援法人運営支援事業	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	起業化支援事業 町内で起業をめざす事業家への助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	起業家人材育成事業 起業や新規事業に取り組む人材の発掘、育成、誘導	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	女性キャリア支援事業	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町は、稲作を中心として農業の基礎が築かれ、道内有数の良質米生産地として発展してきましたが、現在は農業情勢の変化に伴い畑作物・野菜・畜産等との稲作複合経営が営まれています。胆振東部地震により、町内では 155.31ha の農地が土砂流入などの被害を受けましたが、復旧事業の計画的な推進により農地の復旧が完了しました。これにより、ようやく全面積作付けができるまでになりましたが、治山事業が完了しない間は頻発する大雨災害等の度に農業施設や農地への被害が発生する状況です。

農業を取り巻く環境として農家戸数は年々減少を続けており、平成 27 年に 402 戸（うち販売農家 331 戸）あった農家が、令和 2 年では 290 戸（同 284 戸）と、5 年間で 112 戸（同 47 戸）が減少し、その減少率は 27.8%（同 14.2%）となっています。

本町の 1 戸当たりの経営耕地面積は令和 2 年では 16.0ha で、北海道及び胆振平均と比較しても中小規模にありますが、販売農家のうち農業所得を主体とする農家（専業及び第 1 種兼業農家）の割合は平成 27 年の 85.5%から令和 2 年には 63.2% に、主業農家の割合は平成 27 年の 58.0% から令和 2 年には 57.3% と大きな変化はなく、農業所得に依存する農家の割合は高い状況です。

また、農家子弟の新規就農者が少ない状況が続き、65 歳未満の農業専従者がいる販売農家が令和 2 年では 55.8% と約半数で、高齢化や労働力不足等による生産体制の脆弱化や農村活力全体の低下が懸念されています。このため、農地の集積化に合わせて、中核的な担い手が農地を引き受け、規模拡大を円滑に進めることができるよう誘導していくことや、担い手の受け皿となる農業法人の育成などが求められます。

持続可能で安定した農業経営を実現させるため、北海道産・厚真産ブランドなどの高品質化・

高付加価値化を図り、国内外の需要拡大を図っていく必要があります。そのためには、農協と連携しつつ、土づくりや栽培・収穫など基本技術の励行のもと、消費者ニーズに沿った優良品種の選定、出荷方法の導入などにより、安全・安心な農産物づくりを推進し、厚真産農産物の安定生産とブランド力の強化を図っていくことが求められます。

農業生産基盤の整備状況は、水田整備のため平成 10 年度から始まった道営ほ場整備事業により令和 6 年度末で 21 地区が完成しましたが、全体計画での進捗率は 87% で、残る 9 地区 13% の完成までは未だ相当の年数を要するものと想定されます。また、農業用水の安定供給のため平成 13 年度から始まった国営農業用水再編対策事業は、胆振東部地震により被災し 5 年間遅延しましたが、令和 6 年度に完成を迎え、今後は事業負担金借入にかかる償還が始まることとなります。次代を担う後継者を育成し競争力のある農業を確立するには、大規模化に対応した効率性の高い生産基盤を作り上げることが急務です。

依然として、エゾシカ等の野生鳥獣による農作物被害が多発しており、被害防止対策を進めることはもとより、鳥獣被害防止計画に沿った個体管理・駆除などを含め総合的な被害防止対策を講じることが急務となっています。

表 3－1(1) 農家戸数の推移（農林業センサス）(単位：戸)

区分	農家戸数 総戸数	専兼別		経営規模別							
		うち 販売 農家	兼業		3ha 未満	3～ 5ha	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha		
			専業	第 1 種	第 2 種						
平成 12 年	669	608	191	272	145	183	113	198	131	32	12
平成 17 年	580	498	171	228	99	117	71	143	98	45	24
平成 22 年	473	410	177	148	85	100	43	93	95	51	28
平成 27 年	402	331	227	56	48	60	32	86	73	45	35
令和 2 年	290	284	153	16	98	61	26	53	65	41	44

表 3－1(2) 年齢別農業就業人口の推移（農林業センサス）(単位：人、%)

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
男女 計	1,243	△13.1	1,028	△17.3	834	△18.9	695	△16.7	639	△8.2
15～29 歳	64	△34.7	33	△48.4	25	△24.2	43	72.0	30	△31.2
30～59 歳	576	△20.6	420	△27.1	288	△31.4	242	△16.0	221	△8.7
60～64 歳	149	△30.4	130	△12.8	112	△13.8	81	△27.7	74	△8.6
65 歳以上	454	15.2	445	△ 2.0	409	△ 8.1	329	△19.6	314	△4.6

表 3－1(3) 1 戸当たり経営耕地面積の推移（農林業センサス）(単位：ha)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
北海道	15.9	19.6	23.4	26.5	30.2
胆振管内	9.1	10.8	13.6	15.2	16.5

厚真町	8.4	9.2	12.6	13.8	16.0
-----	-----	-----	------	------	------

表 3-1(4) 主・副業別農家数の推移（農林業センサス） (単位：戸)

区分	主業農家	準主業農家		副業的農家
		うち65歳未満	うち65歳未満	
平成 12 年	366	320	68	27
平成 17 年	291	252	41	17
平成 22 年	221	199	51	24
平成 27 年	192	175	17	11
令和 2 年	153	144	16	5

表 3-1(5) 農業労働力保有状態別農家数（農林業センサス） (単位：戸)

区分	65歳未満専従者がいる	うち男子専従者	うち女子専従者
平成 12 年	349	238	—
平成 17 年	271	177	183
平成 22 年	223	145	111
平成 27 年	186	—	—
令和 2 年	149	—	—

② 林業

町では、従前より森林資源の適切な管理と林産物の安定的な生産をめざして、林業振興および町有林管理等の事業に取り組んできました。しかし、胆振東部地震により 3,160ha の林地が崩壊したため、町内の森林資源管理の環境が大きく変化しました。地震以前と同様の管理が可能な林地においては木材生産等の施業を実施するとともに、被害を受けた林地においては森林機能の回復に向けて、令和 4 年 3 月に策定した「胆振東部地震森林再生実施計画」に基づき、植林等の森林の造成、林道等の復旧や新設を計画的に進めています。森林再生は、令和 8 年度までを集中期間と位置づけ取り組んでいますが、令和 9 年度以降も、関係機関と連携しつつ、公益的機能の回復と木材生産の両立を図りながら森林管理を進められることが求められます。

林地崩壊による地形の変化や路網の寸断などにより、震災前に比べ、町民と森林との間に隔たりが発生している可能性があります。森林に立ち入る機会の創出や、森林資源の利活用により、町民と森林との関係性を再構築することも求められます。

森林整備の担い手である林業従事者は、高齢化などにより減少傾向にあり、地域おこし協力隊制度や緑の雇用制度の活用等による担い手の確保が重要です。また、木材や林産物の生産・加工や、木質バイオマスの利用など、地域での木材資源の高付加価値化や、山菜やキノコ、森林浴のような森林空間を活用することなど、木材以外の森林資源の利用も含めた広い意味での「森林産業」を振興することが求められています。

表 3-2 森林面積及び蓄積量（令和 5 年度北海道林業統計）

区分	森林面積(ha)					蓄積量(千m³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
道有林	11,835	8,991	1,772	1,072	—	2,148	292	1,506
町有林	2,510	970	1,114	427	—	384	292	91
私有林	13,882	5,833	5,437	2,613	—	1,642	1,090	552
その他	3	3	0	0	—	0	0	0
計	28,231	15,798	8,323	4,111	—	4,173	2,024	2,156

③ 水産業

本町の水産業は、シシャモ、ホッキの資源管理やマツカワの種苗放流等、資源管理型漁業を中心経営の安定化を図ってきましたが、令和 4 年度以降、シシャモ漁を休漁し、資源回復に努め、これまでの取組を継続しながら漁場環境の保全を推進していく必要があります。近年、ホタテ貝の資源回復を契機に、ホタテ貝が厚真町の水産業の要となりつつあり、新たにホタテ稚貝放流事業等実施し、資源の安定化を図ります。また、漁業経営者の高齢化も進んでおり、新しい担い手の育成が急務ですが、多額の初期投資と技術習得に時間を要することから、地域おこし協力隊制度等を活用しながら、漁協などの関係団体との連携の上、担い手を育成していくことが必要です。

表 3-3 漁獲量及び漁獲高の推移 (単位 : t・千円)

区分	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
合計	166	53,970	322	85,796	325	111,552	893	312,825	820	328,057
魚類	47	16,003	7	3,590	10	1,589	0	158	1	306
うちシシャモ	5	9,022	0	1,914	0	433	0	0	0	0
水産動物	3	1,917	1	3,842	2	5,925	1	6,562	1	6,545
うち毛がに	0	0	1	3,619	1	5,336	1	6,181	1	6,109
貝類	110	36,049	314	78,365	312	104,104	889	306,107	816	321,204
うちホッキ貝	110	35,847	98	30,905	161	60,168	106	53,904	106	61,846
うちホタテ貝	0	0	214	47,287	150	43,612	779	250,298	709	258,421

④ 工業及び企業立地

本町は苫小牧東部地域開発や千歳・苫小牧地方拠点都市地域計画等により、国等の開発整備・振興の方向を踏まえながら企業誘致を中心に取組を進めてきました。企業誘致については、新千歳空港、苫小牧港東港区、さらには高規格幹線道路日高自動車道厚真 IC などの良好な交通条件、安価で広大な工業団地、そして立地企業に対する町独自の優遇措置を PR しながら積極的に企業

誘致に努めています。

苫東開発については、苫東地域における開発需要に適切に対処できるよう令和元年度に「苫小牧東部開発新計画の進め方について（第3期）」が策定されています。

苫東地域に所在する道内で唯一北米コンテナ航路が就航している苫小牧国際コンテナターミナル（東港区弁天地区）では、延長330m水深14mの岸壁と、平成23年に完成した延長240m水深12mの耐震強化岸壁が供用されており、さらに、パナマックス（13列）対応のガントリークレーン2基に加えて、オーバーパナマックス（16列）対応のガントリークレーン1基が平成24年に加わるなど、充実した設備の整備により待船やヤードの狭隘化などの問題が大幅に解消されています。今後、東港区は広大な後背地を活用した北海道の物流及び産業の拠点として発展していくことが予想されますので、町でも動向を把握しながら企業誘致の方策等を検討する必要があります。また、苫小牧港リサイクルポート（静脈物流拠点）の推進については、苫小牧港リサイクルポート懇話会で港の後背地にリサイクル施設を集積させ、再生資源物を海上輸送する拠点づくりが推進されています。

工業の振興には、企業誘致のみならず地域資源を活かした地場産業を育成する方向も併せて取り組んでいく必要があります。そのためには他の地域産業との連携や、小規模でも多様な地域資源を活かした起業グループを育成し、つないでいく努力が必要です。

また、恵まれた立地・気候条件、充実した情報通信基盤などの優位性を生かし、サテライトオフィスなど地方移転が可能な企業の誘致や人材の誘致を進めています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、テレワークの導入が進み、地方でのテレワークや二地域居住などの需要が高まっていることに注目し、引き続き環境整備などの取組を推進していきます。

⑤ 商業

本町の厚真市街地は、厚真中央土地区画整理事業により街並み整備等が行われ、商店主や町民による美化活動やイベント等を通じて中心市街地の集客等に努力していますが、人口の減少や高齢化の進行、消費者ニーズやライフスタイルの多様化といった社会経済環境の変化と相まって、購買力は苫小牧市や札幌圏へ流出している傾向が続いています。しかし、商業・サービス業は地域の活気やイメージに不可欠な存在であり、過疎化が進んでいる現在、町のコミュニティの核になる中心市街地を活性化させなければなりません。

商業・サービス業は、商工会などと連携しながら商品券事業など地元購買力を高める事業を推進しているところですが、価格、品揃え、サービスに関する競争が激化するとともに、都市部への消費の流出も進んでいる状況です。最寄り品を取り扱う店舗等の維持や、町外から顧客を獲得できる優れたビジネスモデルの構築に対する支援、さらなる域内消費の活性化支援を検討していくことが求められます。

このため、魅力ある中心市街地づくりに向け、より一層町民に対し町内での買い物意識を高める啓蒙活動を推進する必要があり、併せて既存の個店等の自助努力を促しながら、研修や担い手育成、融資制度の普及、異業種交流、関連団体の自主活動支援、消費生活に関する情報提供や学習機会の拡充等、商工会との連携を密にし、側面からの様々な支援を講じなければなりません。

また、町民の高齢化等に対応するため、見守りを含めた買い物弱者に対する食料品や生活必需品の移動販売等のコミュニティビジネスの育成や、起業時の開業経費等の負担軽減等による新たな起業への取組の奨励等により、地域経済の活性化を図ることも重要です。上厚真市街地につい

では、上厚真市街地環境整備計画により、地区的居住環境整備等の動向を踏まえながら、関係者や関係団体、地域住民の参加を得て整備内容の具体化を定めていく必要があります。

表 3－4 製造事業所調査（経済構造実態調査）(単位：事業所、人、万円)

区分	産業中分類名	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	1 事業所当たり		従業者 1 人当たり出荷額等
					従事者数	出荷額等	
令和 4 年	製造業計	7	286	1,627,236	40.9	232,462	5,690
令和 5 年	製造業計	7	282	928,772	40.3	132,682	3,294
令和 6 年	製造業計	7	301	981,246	43.0	140,178	3,260

⑥ 観光又はレクリエーション

本町の観光・レクリエーションは、グリーン・ツーリズムの推進により、自然や農業などの体験型とスポーツ活動が主流で、保養を兼ね宿泊機能をもつ交流促進センターこぶしの湯あつまを拠点として、国道 235 号沿道にある野原公園サッカー場、自然豊かな大沼野営場・フィッシングパーク、全天候型土間体育館あつまスタードームと周辺スポーツ施設等を中心に展開しています。農業関連では田んぼのオーナー制度、イモ掘り観光事業、ハスカップ摘み、こぶしの湯あつまでの農産物加工体験などに取り組み、また、あつま田舎まつりやあつマルシェ、ランタンまつり、スターフェスタ in あつま、あつま国際雪上 3 本引き大会等、四季を通じて様々なイベントを開催しており、本町を訪れる交流人口の増加やこれらに関連する特産品開発の取組、カフェやレストランの起業等、新たな産業の創出に結びつくことが期待されています。

しかし、胆振東部地震を境に観光入込総数が大きく減少しています。このため、観光協会と連携した多様な体験メニューの提案等、交流促進センターこぶしの湯あつまを拠点とした都市生活者の余暇活動の場の提供、町内の回遊性の向上を図るため、本町の地域資源を活かした施設（古民家再生による交流施設、埋蔵文化財等の収蔵展示施設、厚幌ダム周辺の景観整備等）の計画的な整備により、観光面での経済波及効果を一層高め、都市部からの交流人口の増加を図る必要があります。

また、心の豊かさや自然環境に恵まれた地域での子育てや移住定住に关心が寄せられており、本町を訪れる交流人口の都市生活者に対し本町の魅力発信の取組を積極的に展開し、併せて子育て関連施設や分譲地などの定住基盤を整備する必要があります。また、姉妹都市である岩手県奥州市やふるさと厚真会の交流を継続し、人的・文化的交流等、様々な角度からの交流を推進しなければなりません。

表 3－5 観光入込客数の推移(北海道観光入込客数)(単位:千人、%)

区分	入込総数			日帰客数		宿泊客数	
	実数	前年対比	増減率	実数	日帰率	実数	宿泊率
令和元年度	132.3	△6.5	△4.7	123.9	93.7	8.4	6.3
令和 2 年度	107.4	△24.9	△18.8	102.2	95.2	5.2	4.8
令和 3 年度	103.3	△4.1	△3.8	96.1	93.0	7.2	7.0

令和 4 年度	126.8	23.5	22.7	112.0	88.3	14.8	11.7
令和 5 年度	146.3	19.5	15.4	129.8	88.7	16.5	11.3

(2) その対策

① 農業

◆いきいきとした人づくりの推進

- ア 認定農業者等担い手の育成、法人化の推進、経営管理能力の向上や経営多角化の推進
 イ 新規就農者の受入推進、研修教育体制の機能充実、地域おこし協力隊農業支援員の活用等、多様な担い手の確保

◆安全・安心な食づくりの推進

- ア 農業金融対策、経営の複合化、6次産業化の推進等、経営所得安定対策等による経営の体質強化と安定化
 イ 土壌診断・分析の充実強化、土づくり、農薬や化学肥料の低減化等、農産物の生産改善
 ウ 本町特産物「ハスカップ」の育成とブランド化の確立
 エ 自給粗飼料生産性向上、家畜飼養管理技術の向上、家畜防疫対策の徹底、優良種畜導入等、酪農・畜産の体質強化

◆生産を強化するためのシステムづくり・農業を通じた豊かな地域づくりの推進

- ア 優良農地の遊休化や将来懸念される引き受け手のない農地対策など地域合意による農地の利用調整
 イ 農業通信技術など最新の農業技術の導入推進
 ウ 農作業コントラクター組織等の育成など経営支援システムの形成
 エ 農業関係機関による経営支援システムの充実強化
 オ 穀類乾燥調製貯蔵施設等の農業生産施設の整備・改修
 カ エゾシカ、アライグマ等の有害鳥獣による農作物被害の軽減
 キ 日本型直接支払制度の推進
 ク 都市と農村の交流の推進

◆農業生産基盤の整備促進

- ア 道営ほ場整備事業による水田の大区画化等ほ場整備の促進
 イ 国営勇払東部地区農業用水再編対策事業による農業用水の確保
 ウ 農業水利施設の機能保全を図るための管理体制強化支援
 エ 農家が実施する暗渠排水や区画拡大、客土など優良農地の保全整備に対する支援
 オ 老朽化した農業用ため池の改修

② 林業

◆適切な森林施業の推進と担い手確保

- ア 水源かん養機能、山地災害防止機能等多面的機能を発揮する森林の整備と保全の促進
 イ 木材需要に応じた樹種、径級材を生育させるための造林・保育・間伐、高性能林業機械の導入等、木材生産機能を発揮する資源の木材等生産林の整備と保全の促進
 ウ 森林経営計画策定の推進、所有者・森林愛護組合・森林組合・町の連携強化による森林施業の共同・集約化の促進
 エ 林業担い手の確保、地域おこし協力隊の活用等、林業従事者の養成と確保

- オ 林業専用道、作業路等作業路網の整備促進
- カ シイタケ・木炭生産等、特用林産物の振興
- キ 森林生態系の保全
- ク 町有林の計画的更新による雇用の場の確保と林業の活性化

◆地域産材の活用促進

- ア 木質バイオマスエネルギーの利活用について調査研究
- イ 間伐材の有効利用と加工技術等の導入等、林産物の利用促進

◆住民参加による森林の整備と保全の促進

- ア 関係分野と連携し健康づくりや休養に関わる活動等の森林利用の促進
- イ 森林保護や自然との共生に関わる教育の充実
- ウ 環境・森林に関わる情報提供の充実
- エ 環境保全林の散策路等の整備
- オ 地区・職域・団体・学校等での緑化運動の促進
- カ 住民主体の森林活用団体への活動支援

③ 水産業

◆資源管理型漁業の促進と担い手確保

- ア 魚介類の資源量調査に基づく漁場環境の保全と増殖漁場の確保
- イ 種苗放流事業の実施
- ウ 漁業担い手確保対策の推進
- エ 海をテーマとしたイベントや交流事業の促進
- オ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地場魚介類の地産地消システムづくり

④ 工業及び企業立地

◆企業誘致の推進

- ア 人的資源のネットワークづくり、PR媒体の充実、広域連携の推進、企業誘致条例の整理等、企業誘致活動の充実強化
- イ 工業団地の整備
- ウ 空き家等を活用したサテライトオフィスの整備
- エ 苫小牧東部地域開発の促進
- オ 既存事業所の経営安定化と建設業の多角経営化の促進
- カ ふるさと厚真会や都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- キ 企業従事者等に対する宅地分譲の推進

◆起業・新分野への進出と6次産業化への支援

- ア 産学官連携の推進
- イ 地域資源を活用した起業化の育成と支援
- ウ アグリビジネスの研究
- エ 都市交流やグリーン・ツーリズム推進による交流産業の創出
- オ 異業種交流の推進

⑤ 商業

◆商工業活性化への支援

- ア 新規出店・開業・事業継承の支援
- イ 接客・品質・価格・陳列・商品管理・駐停車場・アフターサービス等、顧客対応の充実
- ウ 消費者との交流事業の促進
- エ 他地域の商業・サービス業組織、異業種研修等、自主研修事業の促進
- オ 花いっぱい・植樹・清掃等、中心市街地美化活動の促進
- カ 高齢化に対応した移動販売や見守り等、コミュニティビジネスに対する支援
- キ 各種融資制度等の普及と有効活用促進
- ク 商工会や商業・サービス業関連団体等の自主活動への支援
- ケ 多様な媒体を用いた情報提供による消費生活知識の普及と消費生活意識の向上
- コ 消費者モニター制度への協力
- サ 消費生活相談体制の充実
- シ 愛町購買運動の推進

◆地域産業との連携促進と雇用機会の確保

- ア 都市交流やグリーン・ツーリズムの推進による交流産業の創出
- イ 農産物等の地場資源を活用した特産品の開発
- ウ アグリビジネスの研究
- エ 地域資源を活用した起業化の育成と支援
- オ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地産地消システムづくり
- カ U・Iターン者の雇用確保の推進
- キ 大学と連携したインターンシップ等の推進

⑥ 観光又はレクリエーション

◆交流推進体制の確立

- ア あつまブランドの創出
- イ グリーン・ツーリズムに関わる体験メニューの拡充
- ウ 厚真町グリーン・ツーリズム運営協議会の運営
- エ 交流促進センターこぶしの湯あつまの交流・体験メニューの充実
- オ P R活動等の促進
- カ 観光協会等関係団体等の自主活動の促進
- キ きめ細かな情報発信
- ク 空き家等を活用した宿泊キャパシティの拡充

◆観光資源の魅力化

- ア こぶしの湯あつま、あつまスタードーム等既存拠点施設の機能充実
- イ 豊沢環境保全林等森林エリアの整備
- ウ 厚幌ダム・厚真ダム周辺の景観整備
- エ P R活動の強化
- オ 埋蔵文化財及び郷土資料収蔵展示施設の整備
- カ 古民家の移築・再生

- キ 田園体験と文化活動機能が充実し都市交流の場となる公園・緑地づくり
 ク 大沼野営場の施設機能の充実
 ケ 公式キャラクターによる P R 活動の実施

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	水利施設管理強化事業	町	
		多面的機能支払事業	町	
		農村地域防災減災事業	道	
		農地耕作条件改善事業	町	
		東和地区道営ほ場整備事業	道	
		1 区上流地区道営ほ場整備事業	道	
		幌内沢地区道営ほ場整備事業	道	
		上鹿沼第 1 地区道営ほ場整備事業	道	
		上鹿沼第 2 地区道営ほ場整備事業	道	
		下鹿沼地区道営ほ場整備事業	道	
		龍神第 1 地区道営ほ場整備事業	道	
		龍神第 2 地区道営ほ場整備事業	道	
		厚和地区道営ほ場整備事業	道	
		鯉沼地区道営ほ場整備事業	道	
		9 区下流地区道営ほ場整備事業	道	
	国営農業用水再編対策事業	国		
	野生鳥獣対策事業	町		
	町有林造林事業	町		
	幹線林道幌内栄線改良事業	町		
	林道橋梁 P C B (ポリ塩化ビ フェニル) 廃棄物処理事業	町		
(3) 経営近代 化施設 農業	農業施設整備事業	町		
	防災重点農業用ため池緊急整 備事業	道		
	(9) 観光又は レクリエー ション	交流促進センター改修事業	町	
交流促進センターの大規模 改修		町		
こぶしの湯前広場（仮称）整 備事業		町		
こぶしの湯前広場駐車場等		町		

	整備		
	古民家再生事業	町	
	幌内地区環境整備事業	町	
	豊沢森林エリア整備事業 環境保全林等豊沢森林エリアでの散策路・交流施設の整備	町	
	百年記念公園整備事業	町	
	本郷ワーケーション施設整備事業	町	
	浜厚真野原公園(サッカー場) 改修事業	町	
(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	エゾシカ被害防止対策事業 野生エゾシカの被害防止対策の実施	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	穀類乾燥貯蔵施設等整備・改修事業 穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備・改修の実施	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	新基本計画実装・農業構造転換支援事業 既存の農産物調整貯蔵施設等の再編整備、改修の実施	町 民間	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	農業後継者総合育成対策事業 新規参入者・農業後継者への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	特産果実生産体制強化事業 ハスカップの苗木購入や出荷奨励に対する助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	スマート農業推進事業 先端技術を活用したスマート農業の導入推進に対する助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	情報通信環境整備事業 スマート農業の普及に伴う電波不感地帯の解消に向けた実証試験及び整備の実施	町 民間	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	土壤診断推進事業 土壤診断を行う農家への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる

商工業・6次 産業化	農業担い手育成センター管理運営事業 新規就農支援をワンストップで行う専門窓口として開設するセンターの管理運営	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	経営所得安定対策直接支払推進事業 厚真町農業再生協議会への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	元気な農家チャレンジ支援事業 就農者への新技術導入事業、販売促進事業等への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	酪農経営安定対策事業 酪農家への優良雌牛確保や草地更新等への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	和牛経営安定対策事業 畜産農家への優良繁殖雌牛確保や草地更新等への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	畜産担い手育成総合整備事業 草地整備・草地造成など飼料基盤の整備	町 民間	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	水田農業緊急対策事業 水田機能の向上・維持等を行う農家への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化は図られる
	水産一般管理事業 漁業関係団体の目的遂行に対する負担及び補助	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	木材産業高度化事業 森林・林業に関わる活動・取組を総合的に推進する	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	暮らしの安心サポート事業 移動販売車による町内での移動販売の実施	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	商工業振興事業 商工業振興に対する助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	U・Iターン推進支援事業 U・Iターン者の就職支援	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる

	非接触型ＩＣポイントカードシステム導入事業 既存ポイントカードの機能向上や新たなポイントカードシステムの導入可能性の検討	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	地域特産品開発・事業化推進事業 地域特産品づくりに対する助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	商工会運営事業 商工会経営指導及び商工会振興事業に対する補助	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	田学連携事業 大学との連携により地域の活性化を図る	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
観光	交流促進センター運営事業 交流促進センターこぶしの湯あつまの運営	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	観光イベント支援事業 各種観光イベントに対する助成	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	グリーン・ツーリズム推進事業 グリーン・ツーリズムに係る助成	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	食のまちおこし推進事業 食を通してまちのPRを行う	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる
	大沼野営場管理事業 大沼野営場の運営及び改修、指定管理制度の導入	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	大型開発跡地利用事業 持続可能な循環型畜産業の推進	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	物産展等参加事業 各種物産展参加事業	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる

企業誘致	情報発信事業 公式キャラクターによるPR活動等の実施	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる
	ハスカップ・地域ブランド化推進事業 ハスカップのブランド化の推進	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる
	企業立地推進事業（サテライトオフィス誘致事業） 企業誘致活動の実施及びIT関連企業誘致のためのサテライトオフィス整備	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	起業家人材育成事業 起業や新規事業に取り組む人材の発掘、育成、誘導	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	起業化支援事業 町内で起業をめざす方への助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
厚真町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）、（3）のとおり

(iii) 広域連携の取組について

東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく取組については、産業の振興等に係る各種事業においても、関係市町（苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町）の連携のもと、推進します。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信基盤については、令和2年度から光ファイバー網の整備を行い、全町での高速ブロードバンドサービスの利用が可能となっています。これらの情報通信基盤・システムの適切な運営や維持管理を図るとともに、今後は、Society5.0の到来に対応しうる情報通信基盤の整備に向け

た検討が求められます。

(2) その対策

◆情報通信基盤の充実

- ア イントラネットワークによる行政サービスの充実
- イ I R U事業の円滑な管理
- ウ 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域への対応
- エ 携帯電話通信エリアの拡大検討
- オ 防災行政無線のデジタル化・維持管理

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信 施設等情報 化のための 施設 テレビジ ョン放送 等難視聴 解消のた めの施設 その他の 情報化の ための施 設	テレビ共聴施設事業 テレビジョン放送等難視聴 解消のための施設の整備	町	
		高度無線環境整備推進事業 光ファイバー未整備地区に おける情報通信基盤整備	町 民間	
		携帯電波不感地域ネットワー クインフラ構築事業	町	
		テレビ共聴施設事業 地デジ難視聴地域の共聴施 設の運営	町	将来にわたり生 活基盤の向上が 図られる
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 情報化	I R U維持管理事業 地域情報通信施設の管理	町	将来にわたり生 活基盤の向上が 図られる
		携帯電話不感地帯ネットワー クインフラ管理事業	町	将来にわたり生 活基盤の向上が 図られる
		イントラネット事業 公共施設のイントラ基盤施 設等の運営	町	将来にわたり行 政サービスの向 上が図られる

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路等

高規格幹線道路日高自動車道は町域内区間の整備が終わり、平成 10 年 7 月には厚真 IC が供用開始になっており、また、国道 235 号は本町の南部を通過し、他市町を結ぶアクセス道路となっています。一般道道北進平取線については、引き続き整備の促進を要望し、主要道道千歳鵡川線、一般道道上幌内早来停車場線、厚真浜厚真停車場線、夕張厚真線などの整備の促進と交通安全施設の整備についても要望しています。都市計画道路苫小牧厚真通線については、苫小牧市と本町を最短で結ぶ道路として昭和 57 年に 14.15 km を都市計画決定しました。このうち道道豊川遠浅停車場線の豊川橋から苫東地域内柏原までの約 6 km が新設区間で未整備となっていますが、本路線はむかわ町穂別地区や平取町を結ぶ路線でもあり、完成すると苫小牧市まで約 5 km の短縮となることから、胆振東部地域生活圏の中心都市である苫小牧市への通勤、通学、救急医療に必要な生活幹線道路として、道道認定と早期整備を要望しています。

町道は令和 7 年 4 月 1 日現在で、273 路線、延長 258.1 km あり、整備状況は改良率 80.6%、舗装率 68.5% となっています。昭和 50 年代から重点的に道路整備を進め、現在の水準となっていますが、1 次整備から 30 年を経過した路線では老朽化が進み、舗装の劣化や段差不陸が生じるなど 2 次改築を必要とする路線も多くなっています。道路や橋りょうについては、胆振東部地震による被害箇所の復旧とともに、維持管理や長寿命化に取り組んでいます。とりわけ、全国的な傾向と同様に道路橋の多くが建設後 40 年から 50 年が経過して劣化損傷が多発する危険性が高まっていることから、引き続き取組を進めていくことが求められます。

路線の重要性や緊急性を勘案し、町道や農道の整備計画を策定していますが、財源を国の補助金に依存するところが大きく、補助金の縮減等によっては計画どおり進めることが難しい状況です。今後は高齢者や身障者、また通学生等の安全対策に配慮した歩道の整備や、危険交差点の改良など、安全・安心な道路整備を進めていく必要があります。

表 5-1 (1) 道路の整備状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在) (単位:km・%)

区分	路線数	町内 延長	改良率		舗装率		橋梁		
			延長	率	延長	率	永久橋	木橋	計
国道	1	20.6	20.6	100.0	20.6	100.0	12	0	12
道道	11	89.5	89.5	100.0	89.3	99.8	42	0	42
町道	273	258.1	208.1	80.6	176.9	68.5	89	2	91
計	285	368.2	318.2	85.1	286.8	77.3	143	2	145

② 交通

町内の交通機関は、JR 日高線と道南バス・あつまバスが運行する路線が利用されていますが、JR は海岸沿いの路線であり、また、道南バスは南部地区のみの路線であるため利用者が少なく、

本町ではあつまバスの運行路線に依存する割合が大きい状況にあります。

あつまバスは、町民の通勤、通学、通院、買い物等、日常生活を支える重要な交通機関ですが、人口の減少や自動車の普及率の高まりとともに利用者が年々減少している状況であり、運行赤字への補てん等により生活路線の維持確保に努める必要があります。

また、当初、高齢者や障がい者福祉を目的に運行していた循環福祉バスは、町内のバス路線の廃止等による交通空白地域に対応するため、現在は利用者の玄関先から目的地まで送迎するデマンド交通として町内全域をカバーしています。

高齢化が進行し、免許返納者が年々増加することが見込まれる一方、地方バス路線における運転手不足の深刻化や地方負担の増加など地域公共交通を取り巻く環境は厳しくなっています。このような状況のなか、立地適正化計画によるまちづくりと連動した交通ネットワークの形成、地域の輸送資源の総動員による移動手段の確保、利用者目線による路線の改善、最新の技術を活用した自動運転といった、より使いやすい移動サービスの提供など、民間事業者と連携して移動ニーズに対応する取組を推進し、誰もがいつまでも安心して暮らすために必要な、持続可能な移動サービスを確保することが重要な課題となっています。

表 5-2 (1) JR 路線

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

路線名	区間	最寄駅	運行本数(上・下)	備考
JR日高線	苫小牧～鶴川	浜厚真駅 (無人)	17 本	

表 5-2 (2) バス路線

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

路線名	区間(経由)	運行本数(上・下)		会社名等
		平日	土日祝	
あつまバス (株)	厚真～JR苫小牧駅 (JR早来駅経由)	14 本	12 本	あつまバス (株)
	厚真～JR苫小牧駅 (上厚真経由)	6 本	6 本	
	千歳線 厚真～JR千歳駅	6 本	6 本	
	鶴川線 厚真～JR鶴川駅	4 本	- 本	
	浜厚真線 厚真高校～浜厚真	2 本	- 本	
	浜厚真駅線 上厚真～浜厚真駅	1 本	- 本	
	早来線 厚真～JR早来駅	1 本	- 本	
	こぶしの湯線 厚真～こぶしの湯	4 本	- 本	
	沼ノ端線 厚真～JR沼ノ端駅	4 本	- 本	
	苫小牧～平取	2 本	2 本	
道南バス(株)	苫小牧～静内	11 本	9 本	

表 5-2 (3) デマンド交通の運行

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

路線名	運行区域	運行時間 (日曜日・年末年始 運休)
①市街地線	京町・表町・錦町・本町・ 新町・本郷・ルーラル・ フォーラム	9:00~16:00
②北部地区線	厚真市街地~北部地区	午前 2 便、午後 2 便
③南部地区線	厚真市街地~南部地区	午前 2 便、午後 2 便

(2) その対策

① 道路等

◆道道整備の促進

- ア 道道整備の促進（主要道道・一般道道）
- イ 道道の交通安全施設整備の促進（歩道整備・防雪柵設置等）
- ウ 都市計画道路の道道認定と整備促進（苫小牧厚真通）

◆道路・橋梁の整備

- ア 町道整備計画に基づく町道の計画的整備の推進
- イ 町道維持管理の推進
- ウ 橋梁等長寿命化整備の推進
- エ 軟弱地盤対策の推進
- オ 基幹農道の整備促進

◆安全で快適な道路環境の整備

- ア 除排雪体制の充実
- イ 交通安全施設の整備促進
- ウ 町民等の参加による沿道の景観づくりの推進
- エ 街路灯・防犯灯の整備促進
- オ 案内表示（サイン）等の整備

② 交通

◆公共交通機関の充実

- ア 民間バスの路線維持と利便性の向上
- イ デマンド交通の利便性の向上
- ウ 交通空白曜日を解消するためのタクシー運行への支援
- エ JR 日高線の維持存続に向けた取組の推進
- オ 自動運転など新たな移動サービスの実施に向けた取組の推進

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	新町線整備事業	町	
		学園通り線整備事業	町	
		豊川共和線整備事業	町	
		厚南開拓線整備事業	町	
		道路施設点検 路面・付帯施設・法面擁壁 点検	町	
		豊沢富野線整備事業	町	
		本郷通り線整備事業	町	
		シュルク沢線整備事業	町	
		表町西通り線整備事業	町	
		新町 9 号線整備事業	町	
		上厚真小学校通り線整備事業	町	
		豊沢共栄線整備事業	町	
		東和山手線整備事業	町	
		福祉センター通り線整備事業	町	
		児童会館通り線整備事業	町	
		京町 1 号線整備事業	町	
		(仮称) 表町バイパス線整備 事業	町	
		豊沢団地中央線整備事業	町	
		豊沢団地 1 号線整備事業	町	
		豊沢団地 2 号線整備事業	町	
		豊沢団地 3 号線整備事業	町	
		豊沢団地 4 号線整備事業	町	
		豊沢団地 5 号線整備事業	町	
		豊沢団地 6 号線整備事業	町	
		豊沢団地 7 号線整備事業	町	
		豊沢団地 8 号線整備事業	町	
		豊沢団地 9 号線整備事業	町	
		豊沢団地 10 号線整備事業	町	
		豊沢団地 11 号線整備事業	町	
		豊沢団地 12 号線整備事業	町	
		豊沢団地 13 号線整備事業	町	
		豊沢団地 14 号線整備事業	町	

	豊沢団地 15 号線整備事業	町	
	豊沢団地 16 号線整備事業	町	
	豊沢団地 17 号線整備事業	町	
	豊沢団地 18 号線整備事業	町	
	豊沢団地 19 号線整備事業	町	
	豊沢団地 20 号線整備事業	町	
	本郷西線整備事業	町	
	上厚真市街 1 号線整備事業	町	
	上厚真市街 8 号線整備事業	町	
	浜 3 号線整備事業	町	
	豊川上厚真線整備事業	町	
	美里川手線整備事業	町	
	本郷桜丘線整備事業	町	
	共和上厚真線整備事業	町	
	新町ふれあい通り 1 号線整備事業	町	
	高丘本線整備事業	町	
	庁舎周辺整備事業	町	
	竜神沼線整備事業	町	
	幌内左岸線整備事業	町	
	富里線整備事業	町	
橋りょう	橋梁定期点検事業	町	
	橋梁長寿命化事業	町	
(6) 自動車等 自動車	地域公共交通対策事業 デマンド交通バスの購入	町	
(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	地域公共交通対策事業 デマンド交通の運行、生活 交通路線維持補助、交通空白 曜日解消タクシー運行補助、 JR 日高線の維持存続に向け た支援、自動運転など新たな 移動サービスの調査研究及び 実証	町	将来にわたり生 活基盤の向上が 図られる

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道

厚幌ダム完成に伴い、厚真地区・上厚真地区の簡易水道事業の統合が完了し、安全で安定的な水量が確保されたことにより、これまで懸念されていた給水人口の増加や住宅設備の近代化に伴

う水使用形態の多様化、公共下水道と浄化槽による水洗化の普及、給水区域の拡大に伴う水需要の増加に対しての対応が可能となりました。

さらに、給水区域は計画どおり拡大していますが、令和 6 年度末の普及率は 96.1%となっており水道経営の安定した基盤づくりのため啓蒙活動が必要となっています。既設の配水管については、令和 6 年度末で 208 km あり、耐震管の割合は 32%、また、耐用年数を過ぎた老朽管の割合は 13.5% となっており、計画的な更新や補修等が必要となっています。

公共下水道は平成 19 年度に整備が完了し、公共下水道と合併処理浄化槽による生活排水処理率は令和 6 年度末で 86.5% となっており、公共下水道整備区域外の浄化槽整備の促進が課題となっているほか、老朽化する合併処理浄化槽の機器の更新など、適切な維持管理を図っていくことが求められます。

また、公共下水道の水洗化率は令和 6 年度末で 99.3% であり、効率的な下水道経営のためには処理区域内の水洗化率 100% をめざすことが重要です。

合併処理浄化槽は、平成 21 年度から浄化槽市町村整備事業により整備を推進し、それ以前に個人が設置した合併処理浄化槽は、個人からの寄付を受けて町が一括して維持管理を行っていますが、浄化槽区域の水洗化率は 77.5% となっており、既存住宅への設置が伸び悩んでいるため啓蒙活動が必要となっています。一方、寄付を受けた合併処理浄化槽の機器も老朽化し更新が必要となっており、施設管理や汚水処理費用を削減していく必要があります。

② 廃棄物処理

本町は町域の 7 割が山林に覆われ、勇払原野の湖沼や湿地が点在し、太平洋の雄大な海岸が広がるなど、豊かな自然が多く残された地域と言えます。不必要な乱開発やごみの不法投棄等を防ぎ、この豊かな自然を後世に引き継いでいくことが求められます。

環境への負荷が低減される循環型社会への転換が進んでおり、ごみ処理については、今後、さらにごみの分別とリサイクルを周知・徹底し、ごみの減量化を推進する必要があります。

平成 25 年 7 月からは、家庭ごみの処理についても住民の理解を得て有料化を実施し、可燃、不燃、資源ごみ、プラスチック、紙類、生ごみとより分別を細分化して、可燃ごみの減量化、広範囲のごみの資源化を推進しており、安平・厚真行政事務組合が収集運搬し、苫小牧市に委託して処理を行っています。

今後も、ごみ減量化のための“3 R 運動”をさらに推進し、ごみの資源化や無駄な物の購入、物の使い捨て、過剰包装を控えると同時にエコバックの活用など、日頃の消費生活の見直しを徹底していく必要があります。不法投棄の防止については、家電リサイクルの啓発をさらに推進し、投棄物の早期撤収により不法投棄の連鎖防止を図り、不法投棄防止につなげていきます。ごみの焼却による環境汚染を防ぐため、廃タイヤやプラスチック等の野外焼却の禁止、資源物の持ち去り禁止の啓発を推進していきます。

し尿処理は、平成 15 年度末に浄化センターが完成し、市街化区域は公共下水道の整備が図られ、また、公共下水道整備区域以外の地域は合併処理浄化槽による処理を推進していますが、同時に胆振東部日高西部衛生組合でのし尿処理も行っており、組合構成町として円滑で適正な収集処理体制の維持と施設整備を図っていく必要があります。

火葬場については、平成 25 年度に厚真葬苑の大規模改修を実施しましたが、今後も周辺環境の整備などに努めていく必要があります。墓地については、核家族化が進み、墓の継承者が減って

いく中で、無縁仏をつくらないよう適正に管理して行く必要があります。

③ 消防・防災

ア 消防・救急

本町の消防・救急業務は、安平町、むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合で実施しており、町内に消防本部（厚真支署を兼ねる）と上厚真分遣所、非常備消防として厚真消防団があります。胆振東部消防組合厚真支署の消防力は、令和3年1月1日現在で職員25人、消防車両等17台、救急車両1台で、また、消防用無線局は基地及び固定局8カ所、移動局18カ所、携帯局24カ所、消防団は2分団あり団員は90人で、うち女性消防団員は10人となっています。

過去10年（平成23年～令和2年）の年平均の火災発生件数は5件ですが、令和2年は6件と平年に比べるとやや高い割合となっています。

防火査察などの活動は、防火対象物をはじめ危険物施設や一般家庭、高齢者の一人暮らし世帯の査察などを行い、防火訓練や講習会、広報などの活動を通して防火意識の向上と防火知識の普及に努めています。

常備消防は職員の適正配置と資質の向上に努め、消防車両や資機材を計画的に配置していますが、火災や災害の状態が複雑化・多様化する傾向にあり、今後一層、職員の資質や技術、意識の向上と消防力基準に沿った施設・資機材の更新、充実を図る必要があります。また、消防職員とともに防火・防災活動を担っている非常備消防は、訓練活動の充実に努めていますが、団員不足が生じつつあることから今後とも団員の確保に努めていく必要があります。

火災は発生を防止することが一番であり、日常の継続的、計画的な広報啓発活動による防火への知識と関心を高める必要があります。また、高齢化や過疎化が進む地区にあっては、安全に安心して生活できるよう自主的な防火活動などが望まれることから、自治会や関係分野が連携し地域で支えあう仕組みづくりを進める必要があります。

消防水利は、令和3年1月1日現在で消火栓が77基、防火水槽が48基ありますが、設置が必要な地区については、今後、設置していく必要があります。

救急・救助は、救急救命士を7人配置し、高規格救急車の導入や救急機材の配備を進めています。また、救急・救助隊員全員が消防学校での教育訓練を受け資質・技術の向上に努めているとともに、町民に対しては年4回救急講習会を開き、応急措置や救急知識の普及に努めています。今後は、町民への救急知識や応急措置の方法の定着化を進めるとともに、救助技術の向上と救助に係る車両・資機材の充実を図る必要があります。

イ 防災

本町の歴史は、度重なる水害や地震、昭和24年の大火など災害との闘いでもありました。

水害については、先人の入植以来、台風や集中豪雨による厚真川やその支流の氾濫に見舞われ続け、開拓期には尊い人命が奪われることもありました。平成16年夏の2度にわたる台風では田畠や山林、建物などが大きな被害を受けています。

また、胆振東部地震はこれまで経験したことのない被害を本町にもたらし、多くの命と、これまで培ってきた町民の生活や豊かな自然あふれる環境が失われました。この震災を教訓として、避難路の整備や公共施設における非常用電源の確保など、災害に強い社会基盤の整備や予防対策事業を進めるとともに、被災の経験を後世に語り継ぎ、防災教育の充実により防災に対する意識を常に持ち続け、命と暮らしを優先するまちづくりに取り組んでいくことが重要です。地震につ

いては、このほか、昭和 27 年、昭和 43 年、平成 15 年の十勝沖地震や昭和 57 年の浦河沖地震など、その被害は甚大なものがありました。また、平成 23 年の東日本大震災では、津波による施設被害も発生しています。

令和 4 年 9 月には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、本町が特別強化地域に指定されたことを踏まえ、令和 6 年 3 月に『厚真町日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画』、『厚真町津波避難対策緊急事業計画』及び『厚真町津波防災地域づくり推進計画』を策定し、津波避難対策を強化しました。これまで、本町は水害のないまちづくりをめざし、河川改修や厚幌ダム建設等の促進に努めるとともに、厚真町地域防災計画を策定し、防災組織や災害予防対策、災害発生時の応急対策、災害復旧対策、防災訓練、防災知識の普及と防災意識の向上などに取り組んできました。今後は、令和 6 年度に改訂した地域防災計画及び各計画に基づき、発生が想定される自然災害に対して防災拠点や避難所等の再構築・整備を図るとともに周知徹底に努め、町民一人ひとりの防災意識の高揚や地域の防災活動の支援を通じて、町民と行政が一体となった地域防災・減災への取組を推進していく必要があります。

併せて、災害時などの有事の際、初動から応急対策、復旧業務までを迅速・的確に対応できるよう、府内の防災体制の強化・充実が必要です。

さらに、震災遺構の整備などにより、震災の記憶を後世に引き継ぎ、災害を教訓としたまちづくりを将来にわたって推進していきます。

また、平成 12 年に北海道、北海道市長会及び北海道町村会との間に「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定及び災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目」、平成 27 年には、近隣 1 市 4 町と「災害時広域相互応援に関する協定」、を結んでいます。

一方、胆振東部地震をはじめ、平成 7 年の阪神淡路大震災や平成 16 年の中越地震、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、令和 6 年の能登半島地震など近年発生した大地震を教訓とした地震・津波に対する備えや、全国で頻発化、激甚化している豪雨災害、併せて樽前山の噴火活動への対応も必要となっています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、人命が失われないことと経済的被害が最小限となるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければなりません。自助（自らの安全を自らで守る）、共助（地域において互いに助け合う）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策）の適切な役割分担と、地域の防災力向上を図るため、防災知識の普及啓発、女性参画の拡大、災害時要配慮者と地域住民の連携体制・支援体制を確立する必要があります。

④ 住宅・宅地の整備

東日本大震災を契機として、民間住宅の耐震化や省エネルギー化が注目されていますが、いずれも多額の費用を要することから、住宅の耐震改修や断熱改修、省エネ設備の設置に支援し、省エネルギー化を図る必要があります。

本町の公的住宅事情は、令和 6 年度末で公営住宅 249 戸、特定公共賃貸住宅 24 戸、子育て支援住宅 40 戸、単身者住宅 16 戸、定住促進住宅 9 戸、その他の町有住宅（教員住宅を除く） 34 戸、計 372 戸のストックとなり、このうち 22 戸については、胆振東部地震により被災された方の公的賃貸住宅です。入居者の住宅再建の方向性の変化や、災害復旧復興の進捗を見ながら、将来世帯

推計や移住定住のための活用を考慮した必要戸数の精査と厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づいた住環境も含めた整備・整理を行っていきます。

また、超高齢社会をむかえシルバーハウジング等見守り型公営住宅の建設や街なかへの住み替えなどの施策とともに、厚真市街地周辺や上厚真地区の「きらりタウン」などで実施してきた子育て支援住宅を土地利用計画の早期の見直しにより計画的に建設し、若者世代や子育て世代の定着を促進することなどが重要です。

さらに、恵まれた自然と豊かな田園風景の中で、都市生活者をはじめ多くの人々が安心・安全で充実した人生を過ごしてもらうため、多様なニーズに対応した公的な宅地基盤の整備が重要であり、特に本町の「フォーラム・ビレッジ」等の宅地分譲地の販売を促進し、少子・高齢化に対応した居住環境の整備と併せて、空き家、古民家等の活用などの多様な施策による移住定住を促進することが重要です。

⑤ 公園・緑地

公園・緑地は、都市公園として街区公園が 8 カ所、近隣公園、地区公園及び特殊公園がそれぞれ 2 カ所、都市緑地は 4 カ所、総合公園、運動公園がそれぞれ 1 カ所の計 20 カ所あります。また、苫小牧東部地域の外縁に位置し良好な自然環境をもつ樹林地、湖沼群は緩衝緑地として保全されています。

町の都市公園面積は、都市計画区域人口 1 人当たり、市街化区域人口 1 人当たりともに、近隣市町を大きく上回っていますが、全体的な公園利用は少ない状況にあります。今後は、恵まれた自然環境や豊かな田園風景と共に共生し、町民に親しまれる公園活用やさらなるにぎわい創出を目的とした施設整備の検討を行い、文化・スポーツ・レクリエーションなどを通じた多様な都市交流や防災などの機能を併せ持ち、町の活性化に寄与する公園づくりや、胆振東部地震により被害を受けた公園や被災地の緑化・再生に取り組むとともに、公園・緑地を適切かつ効率的に維持管理するため、老朽化の進む箇所の更新・長寿命化・統廃合や維持管理体制の検討なども必要です。

(2) その対策

① 上下水道

◆水道未普及地域解消と耐震化・老朽管対策

ア 水道未普及地域の解消

イ 計画的な耐震化・老朽管の更新

◆水道事業の効率的な経営

ア 維持管理の徹底と普及率向上に向けた啓蒙活動の推進

イ 簡易水道事業の広域化・共同化に向けた計画策定及び施設整備

◆公共下水道の効率的な経営

ア 公共下水道処理区域内の水洗化率の向上

イ 効率的な施設維持管理の推進

ウ 下水道施設ストックマネジメント計画に基づく改築更新

エ 下水道事業の広域化・共同化に向けた計画策定及び施設整備

◆生活排水の適正処理

ア 公共事業による浄化槽整備の促進（浄化槽市町村整備促進事業の推進）

- イ 合併処理浄化槽の整備率向上に向けた啓蒙活動の推進
- ウ 胆振東部日高西部衛生組合事業の促進

② 廃棄物処理

◆ごみの“3R運動”的促進

- ア 安平・厚真行政事務組合事業の促進
- イ ごみの分別徹底と減量化（リデュース）、衣食住などの生活に係る物の再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取組の促進
- ウ 水・電気・石油などの資源の節約と再生製品の利用促進
- エ エコマーク・グリーンマーク商品などの利用促進
- オ 町民、団体、事業所等の自主活動展開への支援
- カ ごみの不法投棄対策の推進

◆墓苑の整備推進

- ア 墓園・墓地の管理推進及び造成
- イ 厚真葬苑の適正な維持管理

③ 消防・防災

ア 消防・救急

◆消防・救急体制の維持・強化

- ア 消防力基準に沿った消防施設の計画的更新と資機材の充実
- イ 消防水利の充実（防火水槽の整備、水槽付消防ポンプ自動車等）
- ウ 消防職員の資質・技術の向上
- エ 通信システムの整備と充実
- オ 消防団員の確保と訓練・研修活動の充実
- カ 救急救命士、救急・救助隊員の資質・技術の向上
- キ 救急・救助資機材の計画的更新と充実（高規格救急車・救助工作車等）
- ク 防火講習会・救急講習会の充実
- ケ 火災予防・防火査察活動の充実
- コ 防火・救急・防災に係る広報啓発活動の充実
- サ 防災訓練（防火訓練）
- シ 自主防災組織の育成強化と自主活動への支援
- ス 山火事防止の啓発活動の推進

イ 防災

◆地域防災体制・危機管理体制の強化

- ア 業務継続計画（BCP）に基づく役場通常業務再開の適切な運用
- イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の機能充実（非常用発電機・蓄電池・太陽光発電システム等の整備、燃料・食料・資機材等の備蓄充実、厳冬期の停電など過酷状況下での避難所機能の充実）
- ウ 防災資機材の備蓄と計画的更新

- エ 防災行政無線のデジタル化・維持管理
 - オ 地域の減災力向上に係る広報啓発活動の充実
 - カ 学校等教育関係機関の防災思想の普及・啓発
 - キ 各種災害に対応した防災訓練の実施
 - ク 自主防災組織の育成強化と自主活動への支援
- ◆災害危険区域の解消に向けた対策等の促進
- ア 広域連携の強化
 - イ 治山・治水・砂防事業の促進
 - ウ 水防施設の近代化
 - エ 海岸保全と津波避難対策の促進
 - オ 都市公園等のオープンスペースの確保と有効活用
 - カ 避難路の整備と複線化
- ◆防災情報提供体制の充実
- ア 災害弱者（高齢者、障がい者などの災害時要配慮者等）と地域社会との情報連携強化
 - イ 防災情報提供活動の充実（防災知識、避難体制・避難場所・避難ルート等）
 - ウ 情報通信基盤の整備（ブロードバンド、テレビの難視聴対策、携帯電話通信エリアの拡充）
- ◆防災意識の向上と自主防災活動の促進
- ア 自主防災組織の育成強化と自主活動の促進
 - イ 北海道地域防災マスターなど防災ボランティアの育成
 - ウ 被災の記憶の継承
- ④ 住宅・宅地の整備
- ◆安全・安心して生活できる住まいの実現
- ア 民間住宅の耐震改修、省エネルギー化の推進
 - イ 公営住宅等の計画的な改修・整備
 - ウ 若者世代・子育て世代の定着に向けた子育て支援住宅の建設
 - エ 見守り型高齢者住宅の整備（シルバーハウジング等）
- ◆定住促進に向けた宅地基盤の整備
- ア 厚真、上厚真両市街地における新たな宅地造成の促進
 - イ 「フォーラム・ビレッジ」等の公的な宅地分譲地の販売促進
- ⑤ 公園・緑地
- ◆公園・緑地の維持管理
- ア 町民が自然にふれあえる場としての公園の維持管理
 - イ 公園と河川を連結した親水性の向上
 - ウ 河川敷の有効活用
 - エ 河川や湖沼、海浜の生態系の保全
 - オ 自然の生態系に配慮した素材と工法による公園整備の促進
 - カ 体力づくりやスポーツを楽しめる公園・緑地づくり

- キ 田園体験と文化活動機能が充実し都市交流の場となる公園・緑地づくり
- ク 親森性・親水性が高く健康と癒しに寄与する公園・緑地づくり
- ケ 公園・緑地のオープンスペースの確保による防災機能の向上
- コ 都市と農村との交流やグリーン・ツーリズム推進のための活用
- サ 街なかコミュニティや町民の憩いの場として利用者の視点に立った公園・緑地の機能の向上（協働型公園づくり）
- シ 公園・緑地の管理と運営の仕組みづくり（協働型公園管理システム）
- ス 町民等の参加による風景資源の把握と保護・有効活用の推進
- セ 風景づくり人材の育成（フラワーマスター、緑化や自然保護、地域の文化等に関わる人材）
- ソ 被災地や地震被害の公園の緑化・再生

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道施設整備事業	町	
		水道未普及解消事業	町	
		上厚真地区配水管布設替事業	町	
		本郷地区配水管布設替事業	町	
		新町地区配水管布設替事業	町	
		豊沢地区配水管布設替事業	町	
		鯉沼地区配水管布設事業	町	
		富野地区配水管布設替事業	町	
		幌内地区配水管布設替事業	町	
		京町地区配水管布設替事業	町	
	その他	表町地区配水管布設替事業	町	
		豊川地区配水管布設替事業	町	
	その他	共栄地区配水管布設替事業	町	
	その他	長寿命化事業	町	
	(2) 下水処理 施設 公共下水道	下水道施設建設事業	町	
		管渠管理事業	町	
		浄化槽市町村整備推進事業	町	
	(4) 火葬場	厚真葬苑施設内設備改修	町	
	(5) 消防施設	気象情報収集装置更新事業	消防組合	
		消防用ホース整備・更新	消防組合	
		上厚真分遣所改修工事	消防組合	
		浜厚真サイレン塔整備	町	

		役場サイレン更新	消防組合	
		防火水槽整備事業	消防組合	
		大型高所放水車更新事業	消防組合	
		分遣所庁舎改修事業	消防組合	
		救急講習会用資機材更新事業	消防組合	
		分遣所広報車更新事業	消防組合	
		山火事対策用資機材更新事業	消防組合	
		泡原液搬送車更新事業	消防組合	
		厚真支署庁舎建替事業	消防組合	
		厚真支署タンク車更新事業	消防組合	
(6) 公営住宅		子育て支援住宅（地優賃）の整備	町	
		公営住宅等改善事業	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活環境防災・防犯		安全・安心省エネ住宅推進事業 住宅耐震化、断熱改修、省エネ設備設置等の性能向上リフォームの助成	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる
		安平・厚真行政事務組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる
		胆振東部日高西部衛生組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる
		交通安全防犯等推進事業 各種交通安全団体に対する助成	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる
		防災アドバイザー事業 防災マスター、自主防災組織の設置	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		災害時要援護者対策事業	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		胆振東部地震の記録資料等のアーカイブ化	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		胆振東部地震災害記録誌作成事業	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる

	災害復興推進事業 被害が甚大な地域の再生に向けた土地利用の検討、活性化に向けた取組の推進	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
	防災資機材の整備	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
	防災施設運営事業 北部防災拠点施設の管理	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
(8) その他	公園長寿命化事業 さらなるにぎわい創出を目的とした施設整備や老朽化施設の修繕又は更新	町	
	幌内地区環境整備事業	町	
	百年記念公園整備事業	町	
	合同墓整備事業	町	
	宅地整備事業	町	
	表町防災空地整備事業	町	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

本町においても少子高齢化が進行し、人口減少となっています。平成 2 年の国勢調査では本町の総人口に占める年少人口の割合が 15.0% だったのに対し、平成 27 年では 11.3% に減少し、一方、高齢人口の割合は平成 2 年が 17.2% だったのに対し、平成 27 年では 35.4% と大きく増加しています。合計特殊出生率は平成 30 年が 1.36 人で、北海道平均より 0.09 人上回っていますが、全国平均より 0.06 人下回るなど、減少傾向は変わらず、人口を維持するために必要な人口置換水準の 2.07 人には及ばない状況となっています。

このようなことから、本町では子育てを町全体で支えることをまちづくりの重要な課題としてとらえ、子育て家庭のニーズを把握しながら、子育て支援や親子等の健康づくりの推進、教育や子どもの生活環境、保護者の働く環境、地域の支援体制などを整え、子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまちをめざし「厚真町子ども・子育て支援事業計画」を策定し平成 27 年度から取組を始めています。

少子化への対応は、保育をはじめ家庭教育や食育、学校教育、放課後の子どもへの対応、地域での子どもの活動、防犯、交通安全、公園などの遊び場などの生活環境、虐待防止、次世代の親になる中高生への対応、子どもや母親の健康、小児医療、障がいのある子どもへの支援、子育てと仕事の両立支援など幅広く多様な施策を、すべての子どもとその家庭を対象に、それぞれの子どもの成長過程やおかれた環境に応じて総合的に行っていくことが求められます。このため、地

域医療、包括ケアのひとつである子育て世代包括支援センターなど妊活期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を実現に向けた取組を推進し、本町のすべての子どもたちの健やかな成長を期して施策・事業を展開していく必要があります。

平成 28 年度から供用開始をした厚南地区の認定こども園と児童会館の子育て関連施設をはじめ、厚真町子ども・子育て支援事業計画に基づき各支援体制の整備、拡充等を図らなければなりません。

子どもたちが健やかに育つとともに、子育てに喜びを感じ、親子がともに成長していくために、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業のほか、子育てに関する相談・情報提供・交流の場である子育て支援センター、認定こども園や放課後児童クラブを運営しています。また、経済的支援として、法定制度である児童手当のほかに、道の制度に上乗せし乳幼児・小中学生・高校生の医療費の自己負担額をポイント還元することで実質無料化を図っています。さらに、認定こども園の保育料軽減と負担額の 2 割をポイント還元するなどの支援を行っています。

産前産後の心身のストレス、妊娠婦の救急搬送、配偶者等暴力や児童虐待など、妊娠・出産・育児をめぐるさまざまな問題に対して、関係機関が連携しながら、継続的な取組を進める必要があります。児童福祉法に基づく従来の保育所機能に幼稚園の機能を付加した「認定こども園」として、こども園つみき・宮の森こども園を運営しています。仕事や介護と子育ての両立などのニーズに対応するため、町では保育の受け皿確保に努め、近年は待機児童ゼロを達成していますが、全国の傾向と同様に保育人材の不足感は高まっていることから、人材確保をはじめとしたさらなる受け皿整備が必要となります。また、子どもの活動がより豊かに展開されるよう、さまざまな角度から園の環境整備を行うとともに、保護者や地域が連携して子育てに取り組むネットワークづくり・関係づくりを進める必要があります。

② 高齢者等の保健・福祉

令和 6 年度末の住民基本台帳人口は 4,208 人で、令和元年度末からの 5 年間で 244 人 (5.5%) の減少となっています。

本町の高齢化率は、令和 6 年度末には 38.7% となっており、75 歳を境とした前期高齢者と後期高齢者との構成比をみると、前期高齢者が 636 人で 39.1%、後期高齢者が 991 人で 60.9% と、後期高齢者の割合が高くなっています。

介護・医療の需要が急増する「2025 年問題」が顕在化し、介護保険運営への影響や介護人材不足の深刻化が懸念されます。国においては、令和 5 年に「認知症基本法」が施行され、令和 6 年には「認知症施策推進基本法」が閣議決定されるなど、認知症の人や家族への支援を強化する流れが進んでおり、本町においても令和 6 年厚真町認知症施策推進計画を策定致しました。また、介護事業者等では事業継続計画 (BCP) の策定義務化や ICT の活用など、近年頻発する災害や感染症にも対応できる福祉体制の構築が求められています。本町においても全国と同様に介護人材の不足が課題であり、専門職の確保と定着を図るとともに、生活援助など専門職以外でも担える支援を地域住民やボランティアに担っていただくなど、多様な担い手による支え合いの体制づくりを進めが必要です。特に前期高齢者の要介護認定率は 1 割未満と低く、元気な高齢者が多いことから、こうした方々が地域で活動できる仕組みを整備することで、介護人材不足の緩和と同時にフレイル予防や生きがいづくりにもつなげていきます。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、初期集中支援チームや認知症

カフェ、見守りネットワークの強化を進めます。災害や感染症の発生時にも切れ目なく支援が継続できるよう、介護事業所等のBCP策定支援や、ICTを活用した見守り・相談体制の導入にも取り組みます。

シルバーハウジングや小規模多機能型居宅介護、介護予防プラットフォーム拠点「いきいきサポートサロン」、総合ケアセンター「ゆくり」を活用し、地域の福祉拠点の役割を維持・発展させていきます。

③ 障がい者の保健・福祉

本町では、平成18年3月に「厚真町健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」を制定し、母子や児童、高齢者、障がいを持つ人を含めてすべての町民が支え合い、個人の自立と尊厳を尊重し、健康で安心して暮らせることができるまちづくりをめざすとともに、平成19年3月には、障がい者の保健福祉施策を含めた第1期厚真町障がい者福祉計画を策定しました。

これまで、本町における障がい者施策は、町内外の施設等の入所サービスの提供を中心であったことを受け、平成27年4月には、複合型地域福祉活動拠点施設として就労継続支援B型事業所を開設し、身近な地域で障がいのある人が就労できるサービス基盤を整備しました。

平成28年4月には、東胆振圏域の1市4町（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）で東胆振圏域地域生活支援拠点センターを共同設置し、障害のある方の高齢化や重度化、親亡きなどの地域生活の継続支援を図っています。

平成18年に障害者自立支援法が施行、平成25年には障害者総合支援法に移行し、身体・知的・精神の3障がい共通のサービスの展開、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行などを推進してきました。また、療育・発達支援も平成25年に制度強化されています。これらに基づき、町内でも、発達支援センターでの児童発達支援、まちなか交流館での地域活動支援センターによる福祉的就労の支援などが行われており、民間事業所や地域住民の協力を得ながら、障がい者支援を引き続き推進していくことが求められます。

平成28年4月施行の障害者差別解消法により、障がいのある方への差別の禁止と、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」の実施が定められました。障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、意識啓発、バリアフリー整備の推進が必要です。

今後は、民間事業所や地域住民、関係機関との連携を一層強化し、就労・生活支援の充実、相談支援体制の強化、インクルーシブな地域づくりを推進することが求められます。

④ 地域福祉

本町では、高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、個人やコミュニティで生活課題を解決する自助、互助・共助の力が弱まり、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくための基礎が揺らいでいます。また、老老介護や8050問題など、高齢者・障がい者などといった対象に応じたサービスだけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化や生活課題の多様化・複雑化がみられています。

こうしたなか、本町では、「あんしんネットワーク」による地域住民互助による見守りや声掛けやスマートフォン専用アプリケーション「オレンジセーフティーネット」の導入によるICTを活用した新たな見守りの仕組みづくりも推進してきました。

今後も、ICTの活用や、従前からの住民同士による見守り、社会福祉協議会などの関係機関と連

携した既存のネットワークを拡充していくことが求められます。

加えて、地域住民、福祉団体、自治会など多様な主体が協働し、地域全体で課題解決する体制の強化も求められています。特に国が推進する「地域共生社会」の実現や「重層的支援体制整備事業」による複雑・複合化する生活課題に包括的に取り組むことが重要です。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

◆子育て支援の充実

ア 認定こども園・児童会館、子育て支援センターの機能充実（児童・高齢者交流の検討、保育料軽減、「つどいの広場」事業、延長保育、一時保育、障がい児保育、低年齢児保育、放課後児童クラブ等の放課後児童健全育成など）

イ 老朽化している子育て関連施設の計画的な施設整備

ウ 妊活期から子育て期の相談窓口一元化の推進

エ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進（虐待防止ネットワークの活用＜周産期

養育者支援保健・医療連携システムと連携＞、厚真町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議の活用、虐待の早期発見・早期対応、家庭児童相談、母子相談、特別支援教育、療育教室等）

オ 子育てを支援する生活環境整備と子どもの安全の確保（良好な居住環境の確保、交通安全、公共施設のバリアフリー化、防犯灯整備等の安全や防犯等に係る対策と広報啓発など）

カ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（子育てセミナー、特別支援教育、放課後活動、子ども会等地域活動、保育環境整備活動等）

キ 子育て世帯に対する経済的負担軽減

◆母子保健事業の推進

ア 母子保健事業（周産期の保健医療、妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査、乳児健診、1歳6か月・3歳児健康診査など）

イ 母子栄養指導の推進（離乳食講習会、幼児食講習会、各健康診査、乳幼児相談等やこども園などの保護者を対象とした栄養に関する指導）

ウ 安全な妊娠と出産を支える事業の推進（産前・産後サポート事業、産後ケア事業、妊婦歯科検診、母親・両親教室、ママサポート119）

エ 安心できる子育て環境をつくる事業の推進（新生児聴覚検査費用助成、ブックスタート、歯科検診・相談、虫歯のない子の表彰、予防接種、乳幼児医療費助成、養育医療給付等）

オ 健康な心身を育むための「食育」の推進（こども園での食に関する学習、子ども栄養教室、親子料理教室）

② 高齢者等の保健・福祉

◆介護予防・生きがいづくりの推進

ア 生活習慣病予防に資する事業の推進（国保保健指導事業、健康手帳の有効活用、健康相談・健康教育の充実、健康診査、食生活実態の把握・分析、機能訓練、訪問指導等の充実）

イ 介護予防に資する事業の推進（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防、うつの予防、とじこもりの予防等）

- ウ 連続性・一貫性をもった保健・福祉・医療サービス提供体制の確立
 - エ 地区保健福祉推進委員活動の促進
 - オ 生涯学習分野等と連携した町民の自主的健康づくり・健康管理の促進
 - カ 健康づくり・健康管理・疾病予防等に係る普及・啓発活動の強化
 - キ 学習・交流・自主活動等への支援（敬老会、長寿祝金、高齢者大学、老人クラブ活動、生涯学習分野と連携した異世代間交流事業等）
- ◆福祉・介護サービスの充実・予防給付から総合事業への移行
- ア 小規模多機能型居宅介護支援施設の管理・運営
 - イ 介護保険サービスの質的向上（質が高い居宅サービスの提供、QOLを大切にした施設サービス、ケアマネージャーの資質向上、利用者の苦情への対応、事業者の適正で節度ある運営の促進等）
 - ウ 認知症への理解促進
 - エ 総合的なサービス提供体制づくり（介護給付対象サービスのみならず介護給付対象外サービスや近隣者・ボランティアによるサービスも含めた総合的なサービス提供体制づくり等）
 - オ 地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援・介護予防の取組強化）
 - カ 認知症高齢者へのケア（事業者、医療機関、福祉関係者の十分な連携による居宅サービス、施設サービスの推進等）
 - キ 地域包括ケアシステムの確立
- ◆高齢者の生活支援の推進
- ア 生活自立支援事業の推進（路線バス利用者への助成、緊急通報システムの設置、町内入浴施設利用の助成、配食サービス、外出支援サービス、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、介護住宅改修補助、安否確認・見守り・助けあい体制づくりの推進、見守りタブレットの貸与）
 - イ 家族介護支援（介護教室の開催、介護用品支給、家族介護者交流事業、家族介護者休養手当支給、介護タクシー利用料補助）
 - ウ 権利擁護の推進（中核機関の運営、成年後見制度の普及、市民後見人の養成）
 - エ 総合ケアセンターゆくりの整備・改修

③ 障がい者の保健・福祉

- ◆療育・発達支援の推進
- ア 早期療育、発達支援センターの運営事業、特別支援教育、教育相談体制の構築等
- ◆障がい福祉サービスの充実
- ア 心のバリアフリーの促進（啓発活動の充実、障害者週間の普及等）
 - イ 福祉教育・福祉学習の充実
 - ウ 地域や各種事業を通した交流の推進
 - エ 地域福祉活動の促進
 - オ 人材の養成と利用促進（手話通訳者・点訳者・朗読者の養成と利用促進）
 - カ 公共施設等のバリアフリー促進

- キ 店舗・民間施設のバリアフリー促進
- ク 外出手段の確保（交通機関利用等への支援、ガイドヘルプ等）
- ケ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- コ 権利擁護の推進（中核機関の運営、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の普及）
- サ 障害者自立支援給付によるサービスの充実（障害者自立支援給付、身体障害者補装具給付、自立支援医療給付、地域生活支援等）
- シ 難病患者等への支援（相談対応、在宅福祉サービスの利用促進、人工透析患者の送迎サービス、通院費助成等）
- ス 障がい者団体等の活動支援
- セ 複合型地域福祉活動拠点施設の運営
- ソ 地域活動支援センターの運営

④ 地域福祉

◆あたたかな見守りと支えあいの気風を育む

- ア 家庭・地域・学校・職場での福祉学習の促進
- イ 子どもや高齢者への虐待・女性等への暴力の防止
- ウ ひとり親家庭等の医療費支援
- エ 厚真あんしんネットワーク活動の充実
- オ 自治会や地区の各種団体の自主活動の促進

◆安心して生活できる仕組みの確立

- ア 福祉等に関わる支援施設のネットワーク化
- イ 関係機関や福祉事業者・関係団体等との連携強化
- ウ 転入者への情報提供の充実
- エ 相談窓口のネットワーク化
- オ バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

◆地域福祉活動の活性化

- ア ボランティア人材の育成
- イ ボランティア団体・N P O法人等の育成支援
- ウ 厚真町社会福祉協議会の活動支援と連携の強化

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2)認定こども 園	こども園つみき整備事業 こども園つみきの改修整備	町	
		宮の森こども園整備事業 宮の森こども園の改修整備	町 民間	

(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活 福祉センター	総合福祉センター整備事業 主として高齢者が利用する 多目的集会施設の整備	町	
(5) 障害者福祉施設 その他	厚真町複合型地域福祉活動拠点施設（就労継続支援B型事業所）整備事業	町	
(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	ケアセンター改修事業 総合ケアセンターゆくりの改修・整備	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	高校生就学支援事業 町外の高校に通学する生徒の経済的負担の軽減	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	ひとり親家庭等医療給付事業 ひとり親家庭への医療費の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	乳幼児医療費助成事業 乳幼児を持つ家庭への医療費の助成	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	子育て支援医療費還元事業 高校生までの児童生徒を持つ家庭への医療費の還元	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	子育て支援保育料還元事業 子育て世代への保育料の一部還元	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	養育医療給付事業 1歳未満の未熟児等への医療費の助成	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	こども園運営事業 認定こども園つみき・宮の森こども園の運営	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	子育て支援センター運営事業 子育て相談・子育てルームの運営	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	厚真地区放課後児童クラブ事	町	将来にわたり子

高齢者・障害者福祉	業 町内の小学生（1年生から6年生）を対象にした学童保育の実施		育て環境の充実が図られる
	上厚真地区放課後児童クラブ事業 町内の小学生（1年生から6年生）を対象にした学童保育の実施	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	複合型地域福祉活動拠点施設運営事業 複合型地域福祉活動拠点施設の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	高齢者生活福祉センター運営事業 高齢者生活福祉センターの運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	腎臓機能障害及び指定難病等通院費助成事業 腎機能障害及び指定難病等の治療に要する通院交通費の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	人工透析患者等送迎サービス事業 人工透析患者の医療機関への送迎サービスの実施	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	自立支援給付事業 障害福祉サービスに係る介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、計画相談支援給付費、補装具費等の給付	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	発達支援センター運営事業 早期療育事業の実施	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	障がい者地域生活支援事業 心身障がい者への相談の実施及び助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	長寿祝金支給事業 100歳に達する方及び米寿	町	将来にわたり福祉の向上が図られる

		の方への祝い金給付		れる
健康づくり	敬老会開催事業 高齢者を対象に敬老会の開催	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	高齢者バス利用助成事業 町内事業者の運行するバスを高齢者が利用する場合の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	高齢者入浴助成事業 高齢者への町内入浴施設の入浴助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	高齢者在宅生活支援事業 一人暮らしの高齢者への生活支援	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	在宅高齢者住宅改修支援事業 要介護者に対する住宅改修事業費の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	重度心身障害者医療給付事業 重度心身障害者への医療費助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	住民健診事業 健康増進法等による健康診査等の実施	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	予防接種事業 予防接種法による予防接種の実施と各種助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	妊産婦保健事業 妊婦健康診査等の実施と特定不妊治療費の上乗せ助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
	乳幼児保健事業 母子保健法等による乳幼児保健事業の実施	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる	
	食生活実態調査事業 町民の食生活の実態と分析(3歳～15歳未満の児童・生徒とその保護者 5年に1度)	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	
その他	いきいきサポートサロン運営事業 老人福祉施設の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる	

	小規模多機能型居宅介護事業 「小規模多機能ホームほんごう」の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	居宅介護サービス事業 高齢者グループホーム「やわらぎ」の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療は町内の民間医療機関が第一次医療を担い、第一次救急医療は在宅当番医が、第二次救急医療は苦小牧市内の病院が輪番制で担っていますが、生活習慣病の予防や介護予防、高齢者や障がい者（児）等の保健・医療、リハビリテーション等を進めていくためには、保健・福祉と医療が一体となって対応する必要があります。近年、食生活の変化や身体活動量の低下などにより、生活習慣病予防の重要性が高まっています。また、災害の発生や感染症のまん延などによる不安が続く中、心の病気やストレスなどを抱えている人もいることから、引き続き、心身両面の健康における多様な問題の改善・解決に努めていくことが必要です。

町では、疾病の早期発見のため、各種健康診査などを実施するとともに、健康教室などを通じて、町民の健康づくりを支援しています。今後も、一人ひとりへのきめ細かな指導・支援を目標に、地域ぐるみで健康づくりを推進していくことが求められます。

地域医療については、町内の民間診療所などが支えていますが、感染症対策を含め、医療ニーズがますます増加、多様化することが予想される中、身近な地域で安心して医療が受けられる体制を確保するとともに、二次医療圏の中核病院などとの連携を東胆振圏域地域医療構想調整会議等で協議し、一層強化していくことが必要です。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定運営に向け、資格や給付の適正化や、特定健康診査・特定保健指導による疾病予防・重症化予防を推進していくことが重要です。

(2) その対策

◆地域医療の維持・強化

- ア 町内医療機関との連携強化
- イ 休日・夜間医療体制の充実と苦小牧市夜間休日急病センターとの連携強化
- ウ 救急医療体制の充実
- エ 第二次医療機関、第三次医療機関との連携強化
- オ 診療科目の充実

◆健康増進事業の推進

- ア 住民健診と保健指導の充実
- イ 疾病等の予防と早期治療の促進
- ウ 保健福祉センター（総合ケアセンターゆくり）を拠点とした健康増進事業の実施

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 民間病院	医療施設等整備事業補助金 医療機器等の更新に対する 助成	道 町	将来にわたり医 療体制の充実が 図られる
		地域医療医師等確保支援補助 金 医師等派遣に対する助成	町	将来にわたり医 療体制の充実が 図られる

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町の児童生徒数は、令和 7 年 5 月現在、小学校は 2 校で 233 人、中学校は 2 校で 122 人となっています。

子どもたちは、外の世界（社会）とのかかわりを通して成長をしていくことから、異学年交流やさまざまな機会を利用して人とのかかわりや交流を深める環境づくりが求められています。このような中、町ではより質の高い教育のため、施設分離型で小中一貫教育を進めてきました。厚真町教育研究所を中心に、学校間の連携を強め、創意・工夫を凝らして学力向上に取り組み、児童生徒の基礎・基本の定着は着実に進んでいます。今後も、「確かな学力」を身につけ、伸ばしていくためのさらなる取組の充実が必要です。

子どもたちが郷土の歴史や文化に学び、未来の社会を受け継いでいくために、町ならではの豊かな地域資源を生かしたふるさと教育を行っています。今後も、現在作成中の小中 9 年間を通じた新しいふるさと教育カリキュラムを実証しながら、魅力あるふるさと教育を展開していく必要があります。

社会のグローバル化が進む中、英語を活用できる児童生徒の育成をめざし、実践的にコミュニケーションを図るための教材や場面などに工夫を凝らして、児童生徒のコミュニケーション能力の素地や基礎の育成を図ってきました。次代を担う児童生徒には異文化コミュニケーション能力や、国際社会で自己実現や課題解決を図る態度や能力の育成が求められています。

グローバル化や高度情報化など変化の激しい社会をたくましく生き抜くため、意欲の基礎となる「健やかな体づくり」が必要です。特に、震災や感染症の流行が児童生徒の心身にも影響を与えており、スクールカウンセラーの活用や適切な情報提供とともに、急速な社会変化に対応できるストレスマネジメントの力を育むことが求められています。さらに、防災学習を通じて、災害などから自分たちの命を守るために必要な知識・技能を身につけていくことも重要です。

Society 5.0 時代を生きるすべての子どもたちの可能性を引き出すことなどを目的とする国の GIGA スクール構想に基づき、令和 2 年度に整備した児童生徒、教員に関わる一人一台のタブレット端末については、全ての端末を更新し、ICT 環境を生かした授業や教育活動における効果的な活用とそのサポートなど、学習ニーズに応じた活動の充実に努めています。学校施設は、平成元年

度に建築された厚真中学校が、30 年以上を経過し老朽化してきているため、児童生徒並びに教職員が安全で快適な学校生活を送ることができるよう、大規模改修工事を行う必要があり、平成 27 年度の講堂改修工事に引き続き、校舎においても改修工事を行う必要があります。他の学校施設においても、安心・安全な教育活動ができるよう、避難所等の防災機能やバリアフリー法の施行に伴う計画的な整備を行う必要があります。また、給食施設は平成 12 年度にオール電化の学校給食センターとして開設されて以来、児童生徒の食育の観点に立ち、地元米や地場産物を活用した安全でおいしい給食づくりに努めていますが、築後 20 年が経過しようとしているため、施設の状況を見ながら改修を行うほか、設備備品の更新も計画的に進める必要があります。

スクールバスは現在、直営 1 路線、民間委託 6 路線の計 7 路線が運行し、本町児童生徒の約半数が利用していますが、児童生徒並びに学校が利用しやすくなるよう柔軟性と利便性を考慮した運行を行うことが必要であるとともに、老朽化した直営のスクールバスについては、順次車両を更新する必要があります。

教育費は家計に占める割合が高く、保護者の負担となっており、その経済的負担の軽減と次代を担う子どもたちの就学機会を広げるため、町独自の育英資金制度を充実させ、引き続き子育てを支援していく必要があります。また、歴史と伝統のある北海道厚真高等学校は、その卒業生の多くが町内外で活躍しており、また、在校生の若いエネルギーは本町の活力源にもなっています。地域に根差している同校の存続と魅力ある学校づくりに対して、支援を充実させていく必要があります。

② 社会教育

社会教育では、生涯学習だよりの発行や各種講座の開催、団体活動支援、ふるさと教育推進コーディネーターの設置、近隣町との広域連携などにより推進体制の充実に努めてきました。

町では、子どもたちから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、文化団体をはじめとした自主学習グループの育成や多様な学習機会の提供を図るため、学習施設の運営などを通じて、町民の生涯学習を支援しています。事業実施により、新たな自主グループの形成や、「あつまるねっと」を活用した学校での支援活動の実施など、社会貢献や生きがいづくりにつながる発展的な活動が生まれています。今後も、町民一人ひとりが、生涯学習を通して、幸福感の追求と地域社会の活力を生み出していくことが求められます。

ICT を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせにより、多様な交流や人ととのつながりを広げ、生涯学習の学びの場を充実させます。

放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、子どもたちの放課後の居場所や、地域資源を生かした学びの場を提供しています。また、中央小学校の学校林や宮の森こども園の園庭に遊びの環境を整備するなど、子どもたちの多様な選択の場の充実を図っています。今後は、各事業の連携をさらに深め、効率的な運営体制の確立をめざすとともに、より充実した活動環境づくりを行う必要があります。本町の社会教育施設は、地域公民館、青少年センターなどがありますが、青少年センターは築後相当の年数を経過しており、今後は庁舎周辺整備計画に合わせて、引き続き住民活動や文化・芸術の場として活用するため、必要な改修や設備の更新等機能の充実を図る必要があります。また、図書機能については蔵書内容の検討と電子図書導入に伴う読書バリアフリー対応と非来館者サービスの充実を図ります。今後予定されている庁舎及び周辺施設整備に合わせた文化交流施設の運営を見据え、施設機能の見直しや再配置を進めていく必要があります。

③ スポーツの振興

町では、スポーツセンター・スタードームなどを拠点に、身近なスポーツ環境の整備に努めるとともに、総合型地域文化・スポーツクラブを創設することによって、多世代・多志向・多種目による文化・スポーツ教室の開催や、体育協会・スポーツ少年団加盟団体など自主グループの育成を通じて、町民の文化・スポーツ・レクリエーション活動を支援しています。

今後は、これまでの取組に加えて、陸上競技の公認規格を満たす多目的グラウンドを維持・整備し、本町の環境の優位性を生かしたスポーツを重点的に推進するとともに、既存のスポーツイベントなどに気軽に参加できるように、方法・内容を検討していきます。また、安心してスポーツ・レクリエーションに取り組むことができるよう、長寿命化計画に沿って関連施設の維持管理を行います。

(2) その対策

① 学校教育

◆質の高い教育を支える教育環境の確保

- ア 町教育研究所の設置・運営による新しい時代に対応した教育活動の質的向上
- イ チームティーチング授業による基礎学力の底上げ
- ウ グローバル社会に対応した英語教育の充実
- エ 外国語指導助手の配置による英語力の向上
- オ 特別支援教育の充実
- カ 個に応じたわかりやすい授業の展開による確かな学力・体力の向上

◆学校教育環境の充実

- ア 学校教育関連施設の計画的な整備充実
- イ 北海道厚真高等学校の魅力ある学校づくりの支援
- ウ 育英資金貸付事業による子育ての支援
- エ スクールバスの計画的な更新
- オ I C T 教育環境の充実

② 社会教育

◆社会教育環境の整備

- ア 社会教育推進体制の確立と指導者の育成
- イ 子どもから大人までの幅広い世代への生涯学習活動の充実・支援
- ウ ふるさと教育のさらなる推進をはじめとした次世代を担う青少年教育の充実
- エ 老朽化した公民館の解体と文化活動拠点の移転
- オ 図書、研修、歴史・文化、交流機能を複合化・融合し、新たな活動や交流の創出、新たな文化を育む文化交流活動拠点の整備
- カ 庁舎及び周辺施設整備に合わせた施設機能の見直し・再配置

③ スポーツの振興

◆スポーツ・レクリエーション環境の整備

- ア 健康づくり・体力づくり事業の推進
- イ スポーツ施設の利用促進
- ウ 社会体育施設の計画的な改修・整備
- エ 本町の環境の優位性を生かしたスポーツ振興施策の戦略的推進
- オ 総合型地域文化・スポーツクラブの創設

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	学校施設改修事業 校舎のバリアフリー化などの推進	町	
		スクールバス購入事業	町	
		学校給食センター機器類更新事業	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館 体育施設	文化交流施設整備事業	町	
		スポーツセンター・スタードーム整備事業	町	
		陸上グラウンド整備事業 陸上競技の公認規格を満たすグラウンド整備	町	
	図書館	図書購入事業 広域連携を活用した電子図書の導入	町	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 義務教育	厚真町教育研究所運営事業 学校教育及び社会教育の研究調査	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
		厚真町教育サポート事業 ティームティーチングの実施	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
		外国青年招致事業 外国語指導助手の配置	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
		英語指導助手配置事業 外国語指導助手の配置（2	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる

	名体制)		図られる
	英語教育推進事業 グローバル社会に対応した 英語教育の充実	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	特別支援教育支援員配置事業 (小学校) 普通学級における学習等に 困難を抱える児童に対応する 特別支援教育支援員の配置	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	特別支援教育介助員配置事業 (小学校) 特別支援学級における児童 に対応する特別支援教育介助 員の配置	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	特別支援教育支援員配置事業 (中学校) 普通学級における学習等に 困難を抱える生徒に対応する 特別支援教育支援員の配置	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	特別支援教育介助員配置事業 (中学校) 特別支援学級における生徒 に対応する特別支援教育介助 員の配置	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
高等学校	厚真高等学校教育振興会補助 金 厚真高等学校教育振興会に 対する助成、教育活動魅力化 の促進	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	厚真高校活性化促進事業 地域に根差した特色ある学 校づくりの支援	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
生涯学習・ス ポーツ	生涯学習振興事業 家庭教育セミナー、厚真未 来カレッジ等の開催	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	ふるさと教育推進事業 地域学校協働本部事業の推 進、ふるさと教育推進コーデ ィネーター配置による総合的	町	将来にわたり教 育環境の充実及 び地域文化の向 上が図られる

	なふるさと教育支援及び体験的・横断的・探究的な活動を通じた町の魅力発見		
	放課後子ども教室開催事業 放課後子ども教室及び特別教室の開催	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
	スポーツセンター・スタードーム管理事業 スポーツセンター・スタードーム管理運営	町	将来にわたり体力の向上が図られる

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

自治会などの地域コミュニティ組織は、地域の行事、まちの美化、交通安全や防災などの活動を通して地域の生活課題の解決を図るとともに、町民と行政をつなぐパイプ役としても重要な役割も担っていますが、活動の担い手が不足になるなど、今日的な課題に直面しています。特に、胆振東部地震の被害や災害後の住み替えにより、地域のあり方が大きく変わった地区などでは、その変化に対応した地域づくりとそれに伴うセーフティネットの再構築が求められています。また、過疎化の進行により地域に残された空き家・廃屋の問題も次第に深刻化しています。

このような中、自然豊かな田園の中で暮らしたいという都市住民も少なくなく、農業への参入や空き家の提供など新たな担い手として受け入れる意識の醸成や集落の合意形成が重要であり、自治会活動等を通じて、住民と行政、既住民と新住民、若者と高齢者など立場や年齢などを超えて相互理解のもと補完し合うきめ細かな住民自治が求められています。

このため、特に集落的課題については、相談や情報提供等の体制を整備し、集落支援員の配置により地区巡回や集落点検、地域課題の整理を行うなど住民自治活動を支援していきます。併せて、胆振東部地震の被害が甚大な地区については、災害復旧工事完了後の土地利用や集落の再生、被災の記憶の継承に向けて、地域住民等の意向確認のうえ、将来的な構想及び計画を作成するとともに、必要な取組については迅速に実行する必要があります。

地域全体の活性化に向けては、地域おこし協力隊制度を活用して都市部からの優秀な人材を確保し、地域住民との連携を図りながら農業・林業・観光振興・特産品開発等の各分野に従事することで、地域に新たな活力を生み出し、町内での起業や定住に結び付けていく必要があります。

(2) その対策

◆地域活動の活性化

- ア 自治会活動への支援
- イ コミュニティ運動推進協議会活動等、安全・安心な地域生活を送るための活動支援
- ウ 地区・団体間交流の推進
- エ 情報提供や相談機能の充実
- オ まちづくり人材の育成とネットワーク化

- カ 集落支援員の配置
- キ 災害復旧工事後の土地利用の検討
- ク 集落再生に向けた住民協議、取組の推進
- ケ 地域おこし協力隊の配置と活性化
- コ 空き家・廃屋の解消

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	自治会等活動推進事業 自治会運営費の助成	町	将来にわたり集 落機能の向上が 図られる
		集落支援員設置事業 地区巡回等の集落点検や地 域の課題整理の実施	町	将来にわたり集 落機能の向上が 図られる
		災害復興推進事業 被害が甚大な地域の再生に 向けた土地利用の検討、活 性化に向けた取組の推進	町	将来にわたり集 落機能の向上が 図られる
		地域おこし協力隊設置事業 都市部からの優秀な人材確 保及び農業・林業・観光振興・ 特産品開発等の分野での活用	町	将来にわたり集 落機能の向上が 図られる

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化については、文化団体の育成と活動支援、指導者の育成、芸術文化鑑賞の機会の創出などに努めています。今後も各団体の自主活動の支援や町民への情報提供、地域に根付いた文化活動が活発に行われるよう文化協会等との連携強化に努める必要があります。

本町には旧石器時代からの遺跡があり、埋蔵文化財発掘事業を進めてきたほか、文化財保護については、郷土芸能である「幌内神楽」や「軽舞熱送り」等の伝統文化保存団体への支援や、天然記念物北海道犬厚真系の保存活動等を行っていますが、後継者不足が危惧されており、今後も郷土芸能への支援や保存活動への支援が必要です。また、これらの文化財や郷土資料などの保存・展示・活用を進め、まちづくりに生かすとともに、令和 2 年に白老町に開設されたウポポイ（民族共生象徴空間）との連携を深め、アイヌ文化や歴史をめぐるコースとして本町の新たな位置付けが期待されています。

厚幌ダム関連の埋蔵文化財調査では、平成 29 年度にすべての発掘調査事業が完了し、貴重な考古資料が数多く出土しています。今後はこれらの埋蔵文化財及び郷土資料の保護と適正管理、有

効活用を図るため、収蔵展示室を整備する必要があります。埋蔵文化財については他市町の展示内容と差別化を図るため、本町独自のアイヌ文化期出土品を紹介し、ウポポイ（民族共生象徴空間）と連携することにより交流・関係人口の増加が期待できます。明治以降の郷土資料については、見るだけの展示から「触れる・体験できる」をコンセプトに身近な歴史的環境を紐解き、周遊コースにすることによって地域文化の活性化を図ります。また、本町内に現存する北海道開拓期の歴史的にも貴重な建築物である古民家は、新しい住宅への建替えや所有者の高齢化、建物の老朽化等によりその数は激減し、現在では消滅の危機に瀕しています。このため、町内の古民家を保存・再生することにより、本町の歴史を将来に向けて伝承し、地域文化の振興を図ります。

(2) その対策

◆文化の継承と文化財の保護・活用

- ア 芸術文化活動の活発化（教室・講演会の開催、文化団体活動支援等）
- イ 芸術等鑑賞機会の創出
- ウ 郷土芸能の継承支援（幌内神楽・軽舞熱送り等）
- エ 天然記念物北海道犬厚真系の保存活動の支援
- オ 文化財の収集・調査（郷土の文化資料の収集等）の推進
- カ 文化財の保存・活用（収蔵展示施設の整備、学習活動）の推進
- キ 古民家の保存・再生による地域文化の振興

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	文化交流施設整備事業 既存施設の有する機能を確保・強化・集約し、埋蔵文化財を保存・展示する「(仮称)アイヌ歴史文化センター」の整備	町	
		軽舞郷土資料整備事業 明治以降の郷土資料を中心に保存、展示公開活用するための施設の整備	町	
		古民家再生事業 古民家の移築・再生による地域文化の振興	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振	児童生徒芸術等鑑賞会開催事業 児童生徒を対象とした芸術鑑賞会等の実施	町	将来にわたり地域文化の向上が図られる

	興			
		文化財保護収集事業 文化財の収集・調査（郷土の文化資料の収集等）の実施	町	将来にわたり地域文化の向上が図られる
		埋蔵文化財発掘事業 町内開発行為に伴う遺跡の発掘調査及び出土品整理の実施	町	将来にわたり地域文化の向上が図られる

1.2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

町では、エネルギーの多様化による地球温暖化防止や省エネルギーの推進を図るため、公共施設への再エネ施設の設置や住宅のゼロカーボン化設備の設置補助、電気自動車の普及促進などを進めています。

また、胆振東部地震により甚大な被害を受けた当町では、非常時における電力供給の重要性を再認識し、中核となる公共施設への再生可能エネルギー発電施設と大型蓄電池等を活用したエネルギー・マネジメントシステムの構築や、地球環境にやさしく災害にも強い「ゼロカーボンビレッジ」の整備など、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けた各種取り組みを進めています。

(2) その対策

◆省エネ・再エネ利用の推進

- ア 再生可能エネルギー設備の導入促進
- イ 建築物の省エネルギー化及びネット・ゼロエネルギー化の促進
- ウ 高効率設備、省エネ家電、クリーンエネルギー自動車（CEV）の導入促進
- エ 再エネの利活用について調査研究
- オ カーボンニュートラルに向けた各種取組の推進
- カ エネルギー地産地消事業の推進
- キ ゼロカーボンビレッジ整備の推進
- ク 役場庁舎等公共施設の ZEB 化の推進

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネ ルギーの利用の 推進	(1) 再生可能 エネルギー 利用施設	エネルギー地産地消事業 厚真町「地産地防」エネルギー 6 次産業化プロジェクト に係る設備更新	町	

	太陽光発電所運営事業 町設置の太陽光発電施設の設備更新	町	
	ゼロカーボンビレッジ整備事業 上厚真市街地のゼロカーボン化の推進	町	
	公共施設整備事業 新庁舎・文化交流施設の建設、厚南会館の改修など公共施設のゼロカーボン化の推進	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	エネルギー地産地消事業 厚真町「地産地防」エネルギー6次産業化プロジェクトに係る設備の運営管理	将来にわたり再生可能エネルギーの安定した利用促進が図られる
	太陽光発電所運営事業 町設置の太陽光発電施設の運営管理	町	将来にわたり再生可能エネルギーの安定した利用促進が図られる
	カーボンニュートラルに向けた各種取組の推進	町	将来にわたり脱炭素に向けた機運の醸成が図られる

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 広報・広聴の充実

町民のニーズが多様化する中で、計画立案や施策の実施、効果測定等は町民との情報共有が不可欠であり、広報活動は正確にかつわかり易く伝達することを念頭に、広報については、従来からの広報紙や回覧板、防災無線等に加え、近年はホームページやフェイスブックなどの電子媒体による広報を強化しています。今後も、町民に行政情報を確実に伝え、町民と行政の協働のまちづくりにつながるよう、また、内外に本町を情報発信し、関係人口や交流人口、移住・定住人口の増加につながるよう、充実を図っていくことが求められます。

広聴については、「あつま未来箱」制度や、各種アンケート調査、審議会などへの町民参加、パブリック・コメント制度に加え、直接町民の声を聞く町政懇談会などを行っています。今後も、さまざまな機会を通じて広聴活動を行い、町民と行政が課題を共有していくことが求められます。

② きめ細かな情報発信

本町のまちづくりや特色を全道・全国に向かってアピールし、町の認知度を高めていくため、「厚真を知ってもらう」「厚真に興味を持つてもらう」「厚真を選んでもらう」の視点に立ち、創造と演出を組み合わせた総合プロデュースにより本町の素材を磨き上げ、きめ細かな情報発信を継続していかなければなりません。本町の公式キャラクター「あつまるくん」の活用により、本町の知名度アップと本町特産品等のPRなど、町内外での活動を精力的に行っていく必要があります。また、マスメディアの効果は大きいため、新聞広告等の各種媒体を活用し、本町の施策やイベント情報など大都市圏を中心に発信することが重要です。

さらに、本町のホームページと併用しているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の町公式フェイスブック及びLINE@は、本町の重要な情報発信ツールとして活用しており、全国で本町のSNS情報が閲覧され徐々に支持を得てきており、今後、ホームページでの行政情報の発信とともに、全国へ本町の魅力を伝える情報発信が求められています。

③ 庁舎等公共施設の整備

新庁舎建設に伴い一體的な整備を検討している庁舎周辺エリアについては、「まちのコア」として、再整備・再配置を行うことにより、多様な交流を生む、居心地の良い空間の形成を図ります。

また、整備にあたっては、民間活力を積極的に導入し、より効果的・効率的な事業推進を図ります。

(2) その対策

① 広報・広聴の充実

- ア 多様な媒体を用いた行政情報の伝達
- イ 町政懇談会の開催
- ウ 地区巡回の実施

② きめ細かな情報発信

- ア 町ホームページとSNSによる情報発信
- イ 各種媒体を活用した本町の情報発信

③ 庁舎等公共施設の整備

- ア 庁舎等公共施設の再整備・再配置に向けた検討・実施

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域 の持続的発展に 関し必要な事項		広報あつま発行事業 広報紙の定期的発行（月1 回発行）	町	将来にわたり行 政への住民参画 が図られる

		情報発信事業 町公式ホームページ、SNS等各種媒体を活用した情報発信の実施	町	将来にわたり行政への住民参画が図られる
		庁舎等公共施設整備事業 庁舎建設に合わせ、他公共施設等の再配置・再整備を行う	町 消防組合	将来にわたり行政サービスの向上が図られる

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住化促進対策事業 分譲地の販売促進、二地域居住促進、空き家再生・持家建設促進の実施	町	将来にわたり人口水準の維持が図られる
		交流促進センター運営事業 交流促進センターこぶしの湯のあつまの運営	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		田学連携事業 大学との連携により地域の活性化を図る	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	人材育成	関係人口創出事業 関係人口の創出に向けた取組の推進、不動産ストックの活用に向けた取組の推進	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		特定居住中核支援法人運営支援事業	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		起業化支援事業 町内で起業をめざす事業家の助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
		起業家人材育成事業 起業や新規事業に取り組む人材の発掘、育成、誘導	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
		女性キャリア支援事業	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	エゾシカ被害防止対策事業 野生エゾシカの被害防止対策の実施	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		穀類乾燥貯蔵施設等整備・改修事業 穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備・改修の実施	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業 既存の農産物調整貯蔵施設等の再編整備、改修の実施	町 民間	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		農業後継者総合育成対策事業 新規参入者・農業後継者への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		特産果実生産体制強化事業 ハスカップの苗木購入や出荷奨励に対する助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		スマート農業推進事業 先端技術を活用したスマート農業の導入推進に対する助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		情報通信環境整備事業 スマート農業の普及に伴う電波不感地帯の解消に向けた実証試験及び整備の実施	町 民間	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		土壤診断推進事業 土壤診断を行う農家への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		農業担い手育成センター管理運営事業 新規就農支援をワンストップで行う専門窓口として開設するセンターの管理運営	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		経営所得安定対策直接支払推進事業 厚真町農業再生協議会への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
		元気な農家チャレンジ支援事業 就農者への新技术導入事業、販売促進事業等への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる

商工業・6 次産業化	酪農経営安定対策事業 酪農家への優良雌牛確保や草地更新等への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	和牛経営安定対策事業 畜産農家への優良繁殖雌牛確保や草地更新等への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	畜産担い手育成総合整備事業 草地整備・草地造成など飼料基盤の整備	町 民間	将来にわたり農業経営の安定化が図られる
	水田農業緊急対策事業 水田機能の向上・維持等を行う農家への助成	町	将来にわたり農業経営の安定化は図られる
	水産一般管理事業 漁業関係団体の目的遂行に対する負担及び補助	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	木材産業高度化事業 森林・林業に関わる活動・取組を総合的に推進する	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	暮らしの安心サポート事業 移動販売車による町内での移動販売の実施	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
	商工業振興事業 商工業振興に対する助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	U・Iターン推進支援事業 U・Iターン者の就職支援	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	非接触型ICポイントカードシステム導入事業 既存ポイントカードの機能向上や新たなポイントカードシステムの導入可能性の検討	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	地域特産品開発・事業化推進事業 地域特産品づくりに対する助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
	商工会運営事業 商工会経営指導及び商工会振興事業に対する補助	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる

	観光	田学連携事業 大学との連携により地域の活性化を図る	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		交流促進センター運営事業 交流促進センターこぶしの湯あつまの運営	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		観光イベント支援事業 各種観光イベントに対する助成	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		グリーン・ツーリズム推進事業 グリーン・ツーリズムに係る助成	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		食のまちおこし推進事業 食を通してまちのPRを行う	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる
		大沼野営場管理事業 大沼野営場の運営及び改修、指定管理制度の導入	町	将来にわたり地域活力の向上が図られる
		大型開発跡地利用事業 持続可能な循環型畜産業の推進	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
		物産展等参加事業 各種物産展参加事業	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる
		情報発信事業 公式キャラクターによるPR活動等の実施	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる
		ハスカップ・地域ブランド化推進事業 ハスカップのブランド化の推進	町	将来にわたり地域のブランド力の向上が図られる
	企業誘致	企業立地推進事業（サテライトオフィス誘致事業） 企業誘致活動の実施及びIT関連企業誘致のためのサテライトオフィス整備	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる

		起業家人材育成事業 起業や新規事業に取り組む人材の発掘、育成、誘導	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
		起業化支援事業 町内で起業をめざす方への助成	町	将来にわたり地域経済の活性化が図られる
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業情報化	テレビ共聴施設事業 地デジ難視聴地域の共聴施設の運営	町	将来にわたり生活基盤の向上が図られる
		I R U維持管理事業 地域情報通信施設の管理	町	将来にわたり生活基盤の向上が図られる
		携帯電話不感地帯ネットワークインフラ管理事業	町	将来にわたり生活基盤の向上が図られる
		インターネット事業 公共施設のインターネット基盤施設等の運営	町	将来にわたり行政サービスの向上が図られる
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業公共交通	地域公共交通対策事業 デマンド交通の運行、生活交通路線維持補助、交通空白曜日解消タクシー運行補助、J R日高線の維持存続に向けた支援、自動運転など新たな移動サービスの調査研究及び実証	町	将来にわたり生活基盤の向上が図られる
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活環境	安全・安心省エネ住宅推進事業 住宅耐震化、断熱改修、省エネ設備設置等の性能向上リフォームの助成	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる
		安平・厚真行政事務組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる
		胆振東部日高西部衛生組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる
	防災・防犯	交通安全防犯等推進事業 各種交通安全団体に対する助成	町	将来にわたり生活環境の向上が図られる

		防災アドバイザー事業 防災マスター、自主防災組織の設置	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		災害時要援護者対策事業	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		胆振東部地震の記録資料等のアーカイブ化	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		胆振東部地震災害記録誌作成事業	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		災害復興推進事業 被害が甚大な地域の再生に向けた土地利用の検討、活性化に向けた取組の推進	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		防災資機材の整備	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
		防災施設運営事業 (仮称) 北部防災拠点施設の管理	町	将来にわたり地域防災力の向上が図られる
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	高校生就学支援事業 町外の高校に通学する生徒の経済的負担の軽減	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
		ひとり親家庭等医療給付事業 ひとり親家庭への医療費の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
		乳幼児医療費助成事業 乳幼児を持つ家庭への医療費の助成	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
		子育て支援医療費還元事業 高校生までの児童生徒を持つ家庭への医療費の還元	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
		子育て支援保育料還元事業 子育て世代への保育料の一部還元	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
		養育医療給付事業 1歳未満の未熟児等への医療費の助成	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる

高齢者・障害者福祉	こども園運営事業 認定こども園つみき・宮の森こども園の運営	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	子育て支援センター運営事業 子育て相談・子育てルームの運営	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	厚真地区放課後児童クラブ事業 町内の小学生(1年生から6年生)を対象にした学童保育の実施	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	上厚真地区放課後児童クラブ事業 町内の小学生(1年生から6年生)を対象にした学童保育の実施	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる
	複合型地域福祉活動拠点施設運営事業 複合型地域福祉活動拠点施設の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	高齢者生活福祉センター運営事業 高齢者生活福祉センターの運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	腎臓機能障害及び指定難病等通院費助成事業 腎機能障害及び指定難病等の治療に要する通院交通費の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	人工透析患者等送迎サービス事業 人工透析患者の医療機関への送迎サービスの実施	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	自立支援給付事業 障害福祉サービスに係る介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、計画相談支援給付費、補装具費等の給付	町	将来にわたり福祉の向上が図られる

健康づくり	発達支援センター運営事業 早期療育事業の実施	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	障がい者地域生活支援事業 心身障がい者への相談の実施及び助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	長寿祝金支給事業 100歳に達する方及び米寿の方への祝い金給付	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	敬老会開催事業 高齢者を対象に敬老会の開催	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	高齢者バス利用助成事業 町内事業者の運行するバスを高齢者が利用する場合の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	高齢者入浴助成事業 高齢者への町内入浴施設の入浴助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	高齢者在宅生活支援事業 一人暮らしの高齢者への生活支援	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	在宅高齢者住宅改修支援事業 要介護者に対する住宅改修事業費の助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	重度心身障害者医療給付事業 重度心身障害者への医療費助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	住民健診事業 健康増進法等による健康診査等の実施	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	予防接種事業 予防接種法による予防接種の実施と各種助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	妊産婦保健事業 妊婦健康診査等の実施と特定不妊治療費の上乗せ助成	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
	乳幼児保健事業 母子保健法等による乳幼児保健事業の実施	町	将来にわたり子育て環境の充実が図られる

	その他	食生活実態調査事業 町民の食生活の実態と分析 (3歳～15歳未満の児童・生徒とその保護者 5年に1度)	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
		いきいきサポートサロン運営事業 老人福祉施設の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
		小規模多機能型居宅介護事業 「小規模多機能ホームほんごう」の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
		居宅介護サービス事業 厚南デイサービスセンター、高齢者グループホーム「やわらぎ」の運営	町	将来にわたり福祉の向上が図られる
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業民間病院	医療施設等整備事業補助金 医療機器等の更新に対する助成	道町	将来にわたり医療体制の充実が図られる
		地域医療医師等確保支援補助金 医師等派遣に対する助成	町	将来にわたり医療体制の充実が図られる
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業義務教育	厚真町教育研究所運営事業 学校教育及び社会教育の研究調査	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
		外国青年招致事業 外国語指導助手の配置	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
		英語指導助手配置事業 外国語指導助手の配置（2名体制）	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
		英語教育推進事業 グローバル社会に対応した英語教育の充実	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる
		特別支援教育支援員配置事業（小学校） 普通学級における学習等に困難を抱える児童に対応する特別支援教育支援員の配置	町	将来にわたり教育環境の充実が図られる

		特別支援教育介助員配置事業 (小学校) 特別支援学級における児童 に対応する特別支援教育介助 員の配置	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
		特別支援教育支援員配置事業 (中学校) 普通学級における学習等に 困難を抱える生徒に対応する 特別支援教育支援員の配置	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
		特別支援教育介助員配置事業 (中学校) 特別支援学級における生徒 に対応する特別支援教育介助 員の配置	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	高等学校	厚真高等学校教育振興会補助 金 厚真高等学校教育振興会に 対する助成、教育活動魅力化 の促進	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
		厚真高校活性化促進事業 地域に根差した特色ある学 校づくりの支援	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
	生涯学習・ スポーツ	生涯学習振興事業 家庭教育セミナー、厚真未 来カレッジ等の開催	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
		ふるさと教育推進事業 地域学校協働本部事業の推 進、ふるさと教育推進コーデ ィネーター配置による総合的 なふるさと教育支援及び体験 的・横断的・探究的な活動を 通じた町の魅力発見	町	将来にわたり教 育環境の充実及 び地域文化の向 上が図られる
		放課後子ども教室開催事業 放課後子ども教室及び特別 教室の開催	町	将来にわたり教 育環境の充実が 図られる
		スポーツセンター・スタード ーム管理事業 スポーツセンター・スター ドーム管理運営	町	将来にわたり体 力の向上が図ら れる

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会等活動推進事業 自治会運営費の助成	町	将来にわたり集落機能の向上が図られる
		集落支援員設置事業 地区巡回等の集落点検や地域の課題整理の実施	町	将来にわたり集落機能の向上が図られる
		災害復興推進事業 被害が甚大な地域の再生に向けた土地利用の検討、活性化に向けた取組の推進	町	将来にわたり集落機能の向上が図られる
		地域おこし協力隊設置事業 都市部からの優秀な人材確保及び農業・林業・観光振興・特産品開発等の分野での活用	町	将来にわたり集落機能の向上が図られる
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	児童生徒芸術等鑑賞会開催事業 児童生徒を対象とした芸術鑑賞会等の実施	町	将来にわたり地域文化の向上が図られる
		文化財保護収集事業 文化財の収集・調査（郷土の文化資料の収集等）の実施	町	将来にわたり地域文化の向上が図られる
		埋蔵文化財発掘事業 町内開発行為に伴う遺跡の発掘調査及び出土品整理の実施	町	将来にわたり地域文化の向上が図られる
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	エネルギー地産地消事業 厚真町「地産地防」エネルギー6次産業化プロジェクトに係る設備の運営管理	町	将来にわたり再生可能エネルギーの安定した利用促進が図られる
		太陽光発電所運営事業 町設置の太陽光発電施設の運営管理	町	将来にわたり再生可能エネルギーの安定した利用促進が図られる
		カーボンニュートラルに向けた各種取組の推進	町	将来にわたり脱炭素に向けた機運の醸成が図られる

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	広報あつま発行事業 広報紙の定期的発行（月 1 回発行）	町	将来にわたり行政への住民参画が図られる
	情報発信事業 町公式ホームページ、SNS 等各種媒体を活用した情報発信の実施	町	将来にわたり行政への住民参画が図られる
	庁舎等公共施設整備事業 庁舎建設に合わせ、他公共施設等の再配置・再整備を行う	町 消防組合	将来にわたり行政サービスの向上が図られる